

法制審議会信託法部会 第37回会議 議事録

- 第1 日 時 平成29年1月17日（火） 自 午後1時29分
至 午後5時33分
- 第2 場 所 法務省第1会議室
- 第3 議 題 公益信託法の見直しに関する論点の検討
- 第4 議 事 (次のとおり)

議 事

○中田部会長 予定した時刻が参りましたので、法制審議会信託法部会の第37回会議を開会いたします。本日は御多忙の中を御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日は、神田委員、岡田幹事、沖野幹事、淵幹事が御欠席です。

最初に、本日の会議資料の確認を事務局からお願いいたします。

○中辻幹事 お手元の資料について御確認いただければと存じます。前回、部回資料36「公益信託法の見直しに関する論点の検討（5）」を配布しております。また、部会資料37「公益信託法の見直しに関する論点の検討（6）」を事前に送付させていただきました。

以上の資料について、もしお手元がない方がいらっしゃいましたら、お申し付けください。

さて、再開後第1回となりました昨年6月の部会でも御説明しましたが、皆様のおかげをもちまして、いわゆる一読、第1読会は当初の予定どおり、おおむね本日で終えることができそうですので、来月からは第2読会に入っていくこととなります。そして、二読の後、まだ確たる時期をお示しすることはできませんが、公益信託法改正の中間試案を作成し、その案をパブリックコメントにかけていくことを予定しております。取りあえずはこれまでの月1回火曜の午後に開催というペースを維持しまして、今年4月から7月までの日程を確保させていただきました。これら以降の日程につきましては、もう少し先に調整させていただきます。皆様には御多忙のところ、誠に恐縮ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

○中田部会長 本日は、前回、積み残しになりました部会資料36の残りの部分を御審議いただいた後、部会資料37について御審議いただく予定です。具体的には、まず部会資料36の「第4 公益信託における情報公開」を御審議いただきました後、部会資料37のうち、「第1 公益信託の終了事由等」と「第2 公益信託の終了時の処理」あるいは「第3 公益信託の変更、併合及び分割」まで御審議いただいて、区切りのよいところで適宜、休憩を入れることを予定しています。その後、部会資料37の残り部分を御審議いただきたいと思っております。

それでは、審議に入ります。まず、部会資料36の「第4 公益信託における情報公開」について御審議いただきたいと思えます。事務局から説明してもらいます。

○立川関係官 部会資料36の「第4 公益信託における情報公開」について御説明します。本文では、「公益信託における情報公開の内容は、公益財団法人と同等のものとする（信託と法人の相違により導入できないものを除く。）ことかどうか。」との提案をしています。公益法人制度において、情報公開の規定が整備されている趣旨は公益信託にも当てはまることなどから、法人と信託の制度間の相違により導入できないものは除くとしても、基本的には公益信託における情報公開は、公益財団法人と同等のものとするのが相当であると考えられるため、このような提案をしています。

なお、第4の論点の検討に当たりましては、公益信託及び公益財団法人における情報公開に関する規律を比較しました別表4、新たな公益信託における情報公開の内容を検討した結果を整理した別表5を参照していただければと存じます。

○中田部会長 ただいま説明のありました部分につきまして御審議いただきます。御自由に御発言をお願いします。

○川島委員 事務局から提案されております、公益信託における情報公開の内容は公益財団法人と同等のものとするということについては異存ありません。その上で2点、確認のために

質問をさせていただきます。

まず、1点目は信託行為の扱いについてです。27ページ目の2番目の第2段落のところの1行目に、「公益法人における定款は、公益信託における信託行為に相当する」と記述があります。また、研究会報告書でも定款を信託行為に関する書類と読み替えるといった記述もございました。その上で別表5を見ますと、信託設定時の信託行為の内容を示す書類について、また、信託運営時の信託行為の欄について、受託者における公表義務又は行政庁等における公表義務のところは×印になっておりまして、見る前は○か△かなと思っておりました。この点について、このような扱いで提案されたという理由についてもう少し詳しく御説明いただけたらと思います。

次に、2点目でございます。研究会報告書の中で情報公開の方法に関して、インターネットを利用した情報公開を許容すべきとの意見もあったとの記載がございました。この点については、この審議会の中でどのような取扱いをされるのか、この点についても事務局の考えをお聞きしたいと思います。

○中田部会長 以上の2点について御説明をお願いいたします。

○中辻幹事 第1点目、信託行為について受託者の公表義務又は行政庁等の公表義務が×印となっているのは、公益法人の定款が公表されていることと均衡を欠くのではないかと、という問題意識からの御質問と理解しました。まず、現在の仕組みを御説明しますと、公益信託法第4条は「公益信託ノ受託者ハ毎年一回一定ノ時期ニ於テ信託事務及財産ノ状況ヲ公告スルコトヲ要ス」と規定し、受託者に信託事務の処理とその結果としての財産状況について公告する義務を負わせていますが、その直接の対象に信託行為は含まれておりません。そして、受託者が主務官庁に対し公益信託の許可を申請する際にも、信託行為の内容を示す書類の提出義務はありますが、それを公表する義務は課されておられません。その理由として、定款と違い、信託行為には契約当事者間のプライベートな内容が条項として定められる可能性がある一方で、公益信託への社会の信頼を高めるという観点からは公益信託の事務処理や信託財産の状況が公開されることで足りるという考え方に基づくものであり、今後、これらについての情報公開がより積極的にされていくのが望ましいとしても、信託行為については一般に公開しないとする取扱いを維持する方が合理的ではないかと事務局としては考えております。ただし、全面的に信託行為の公表を×とするのではなく、例えばその一部や信託行為の内容によっては公開すべきものもあり得るのではないかと御指摘と受け止めたので、もう少し検討を深めてまいりたいと思います。

もう1点、インターネットの活用についての御質問がございました。事務局としても、現在の情報化社会を前提とすれば、インターネットによる公益信託の情報公開は、当然あってしかるべきであると捉えておりますし、本部会の御審議の対象となるものと考えております。

○川島委員 ありがとうございました。

○中田部会長 よろしいでしょうか。

○道垣内委員 同じ点について理論的な観点から、一言、お話をしたいのですけれども、法人において定款が定められ、その定款が公表されるということは、民法34条との関係で、法人というのは定款に定められた目的の範囲内において権利能力を有するという形になっていることと関係しており、その範囲でしか法人というのは存在していないという形になっているからこそ、明確な定款を定め、公開しなければならないわけです。

それに対して信託においては、別に権利能力が信託行為によって制約されるというわけではありません。受託者の権限が制約されるということはありませんが、権利能力が限定されるわけではなく、定款と信託行為というのは理論的にはかなり性格が違うものであることを指摘しておきたいと思います。更に言えば、信託行為というのは場合によっては書面として信託行為というふうな形として作られたもの以外というものも含めて解釈されます。法律行為に対応する概念ですから、法律行為の解釈方法として、契約書面だけで解釈されるわけではない、ということと同じです。したがって、定款とはかなり性格が違うのであって、×になっているというふうな理論的な正当化もあり得るということです。まあ、その背後には、後になって○にするといったら私は反対するというのも意味しているわけですが、一言、申し上げておきたいと思います。

○中田部会長 ほかにいかがでしょうか。

○小幡委員 基本的には情報公開というのは大変重要なことですので、開いていくという、こういう方針でよろしいと思うのですが、今の信託行為もそうですが、27ページの最後に、公益法人では認定行政庁等に対する提出書類の作成等の事務が負担となっているとの指摘があることにも留意する必要があると書いてありまして、それが結果、別表5にどうつながるのかと思って見てみたら、基本的には提出義務のところは随分、○、というような扱いですかね。

これは結局、自ら作成して保存義務があるので、そのまま提出義務を負ってもよいという話かと思いますが、そうすると留意する必要があるというのがどういう留意になるのかという質問です。そのような指摘があるというのは確かなのですが、それは、公益法人の中にもなかなか事務処理のための事務体制が十分できていないところもあって、そういう法人は確かに年度ごとの提出を求められると大変だという、そういうことはあるのですが、この中には、一回出せば提出義務は終わっているというタイプもたくさんありますよね。すみません、留意するというのがどういう趣旨かなということをお伺いしたいと思います。

○中辻幹事 留意するという趣旨ですけれども、別表5に書いたものは、現在の公益信託の中で保存義務なり、行政庁への提出義務があるものですので、これを新たな公益信託でも保存義務や提出義務があることにしても問題はないと考えています。ただし、公益信託の情報公開を、信託と法人の異同に留意せず、形式的に公益法人の情報公開と横並びにしようとする、別表5では挙げられていない公益信託に関する書類の保存、提出義務がプラスアルファで相当数出てきます。そうすると、公益信託の受託者にとって過剰な負担を強いる可能性もあることから、現在の公益法人に保存、提出義務が課されている書類について、特段の吟味なく公益信託の受託者に保存、提出義務を課すことは適切でないという趣旨でございます。

○小幡委員 この部分は今でも作成保存しているものなので、それをただ提出すればよいから問題ないという、そういう趣旨ですか。

○中辻幹事 そのとおりです。

○中田部会長 ほかにいかがでしょうか。

○平川委員 法務省案に基本的に賛成します。公益信託の透明性を確保して、税制優遇措置を得られるということ視野に入れるため、公益法人制度における同等程度の情報公開を行うという、そういう基本的な考え方に賛成します。制度の違いからくる修正を加えつつ、行っていくということに賛成します。

○吉谷委員 法務省案におおむね賛成であります。その具体的な運用については少し意見を申し上げておきたいと思っております。別表5にあります受託者による公表欄でございますけれども、これについては○が付いているものとするのでよろしいのではないかなと考えておるところです。それで公益法人との平仄がとれていないというわけでもないと思っておりますし、軽量軽装備の公益信託が公益法人よりも重い情報公開をする必要はないと考えております。また、公益法人と公益信託では元々の財産の拠出の在り方はかなり違っていると考えております。

公益信託は委託者が信託した財産を元にして、以降、運営するということであるかと思っておりますけれども、公益法人は寄附というものが重視されていると思っております。現在の公益信託でも寄附を受けることを前提に運営しているものというものはごく少なくなっております。ですので、情報を広く公開するという意味については、公益法人ほどは高くないと考えております。ですので、寄附を受けたいという公益信託は、自主的により広く公開していけばいいのではないかと考えております。

あと、公表の方法でございますけれども、別表5の(注)のところになんか出てくるわけですが、現実には○の項目を開示するのに、官報とか日刊新聞というのは費用負担が重いと考えます。ですので、ホームページによる公表か、公益信託の事務を行う事業所での備置のどちらかを公益信託の事情により、選択できるようにすればよいと思われまます。行政庁による開示は、寄附による支援を受けるという観点であると仮にするならば、余り意味はないのではないかなとは考えます。積極的に宣伝したければ、ホームページというのを選択するのではないかなと考えているところではあります。

○中田部会長 ありがとうございます。今の吉谷委員の御意見は、別表5の受託者における公表については、ここに○印が付されているものだけでいいのではないかな、それから、行政庁等における公表についても○印だけでよいと、こういう御趣旨でございましょうか。

○吉谷委員 ○が付いているところに特に反対するという意図はないのですけれども、行政庁による公表というのがなぜ必要なのかというところの趣旨は、明らかにされた方がいいのかなとは思っています。

○中田部会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○小野委員 受託者にしろ、信託管理人にしろ、個人が就任することも恐らく十分あり得ると思っておりますので、場合によっては個人情報的なものをどこまで開示するかというのも、どう在るべきかまで意見は持ちあわせてはいませんが、検討していただいた方がよろしいかと思っております。

○中田部会長 ありがとうございます。別表5の中に履歴書という言葉が出てきまして、その中に、氏名、住所、略歴などがあるけれども、それについて今おっしゃった観点から検討すべきだということでございましょうか。ありがとうございます。

ほかに別表5の△のところについて御意見を頂ければと思っておりますが、特にございませんでしょうか。それでは、基本的な方針としては原案でよいということで、その上で若干の点について御指摘を頂きましたので、それらについて更に検討の上、進めたいと思っております。

次に、部会資料37の「第1 公益信託の終了事由等」について御審議を頂きたいと思っております。事務局から説明してもらいます。

○佐藤関係官 それでは、部会資料37「第1 公益信託の終了事由等」のうち、「1 信託

法第163条各号の終了事由」について御説明いたします。本文では、「信託法第163条各号の終了事由は、原則として、公益信託の終了事由となるものとするかどうか。」という提案をしております。受益者の定めのある信託の終了事由について定めた信託法第163条の規定は、公益信託についても原則として適用されると考えられております。補足説明に記載のとおり、適用が問題となり得る終了事由もありますけれども、新たな公益信託においても信託法第163条各号の終了事由は、原則として公益信託の終了事由となるものとするのが相当であると考えられ、このような提案をしております。

続いて、第1の「2 公益信託の存続期間」について御説明いたします。本文では、「公益信託の存続期間については、期間制限を設けないものとする（公益信託法第2条第2項の規律を維持する）ことかどうか。」という提案をしております。公益信託法第2条第2項は、公益信託の存続期間については、目的信託の存続期間は20年を超えることができないと定めた信託法第259条の規定を適用しない旨規定しておりますけれども、新たな公益信託においても目的信託に関して存続期間を20年間に制限する信託法第259条の趣旨は、公益信託には妥当しないと考えられることから、このような提案をしております。

第1の「3 公益信託の認定の取消しによる終了」について御説明いたします。本文では、公益信託の認定を取り消された信託について、甲案として「当該信託は終了するものとする。」、乙案として「当該信託が目的信託の要件を満たすときは、目的信託として存続し、目的信託の要件を満たさないときは、当該信託自体が終了するものとする。」という提案をしております。

まず、公益信託と公益信託以外の目的信託の関係について、両者が横並びの並列的な関係にあると整理した場合、一旦成立した公益信託がその後に認定を取り消された場合には、それを公益信託以外の目的信託として存続させる必要はないと考えられ、法律関係の簡明化という観点からも当該信託は終了させるべきであるとの考え方があり得ることから、これを甲案として提案しております。

これに対し、公益信託は公益信託以外の目的信託と縦並びの2階建ての構造にあると整理すると、一旦成立した公益信託がその後に認定を取り消された場合には、当該信託が公益信託以外の目的信託の要件を満たすときは、公益信託以外の目的信託として存続するものとし、公益信託以外の目的信託の要件を満たさないときに、当該信託は終了させるべきであるとの考え方があり得ることから、これを乙案として提案しております。

第1の「4 委託者、受託者又は信託管理人の合意等による終了の可否」について御説明いたします。本文では、「公益信託の委託者、受託者又は信託管理人その他の第三者による合意又は単独の意思表示によって公益信託を終了することはできないものとするかどうか。」という提案をしております。公益に寄与するために存在する公益信託が、委託者及び受託者等の合意等により、いつでも終了させることになることは相当ではなく、公益信託の運営の継続性、安定性及び確実性を確保することなどから、このような提案をしております。

第1の「5 信託管理人が就任しない状態の継続による終了」について御説明いたします。本文では、「公益信託の信託管理人が欠けた場合であって、信託管理人が就任しない状態が1年間継続したときは、当該信託は終了するものとするかどうか。」という提案をしております。新たな公益信託制度においては、信託管理人を必置とし、その権限行使を通じて、受託者の信託事務遂行の適正を図ることが望ましいと考えられます。そのような信託管理人

の役割の重要性からすれば、信託管理人が欠けた状態が1年間継続した場合を当該信託の終了事由とした信託法第258条第8項の趣旨は、全ての公益信託に妥当するものと考えられることから、このような提案をしております。

第1の「6 公益信託の終了命令」について御説明いたします。(1)の本文では、公益信託における信託法第165条第1項の権限、すなわち、公益信託の信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情により、信託を終了することが信託の目的及び信託財産の状況その他の事情に照らして相当となるに至ったことが明らかであるときに信託の終了を命ずる権限は、甲案として「公益信託の認定・監督を行う行政庁等有するものとする。」、乙案として「裁判所が有するものとする。」という提案をしております。

公益信託法第8条本文は、公益信託における信託法第165条第1項の権限が主務官庁に属するものとしております。新たな公益信託においても、特別の事情により公益信託を終了することが信託の目的等に照らして相当であるか否かは、公益信託の認定及び監督を行う行政庁等の判断に委ねるべきであるとの考え方があり得ることから、これを甲案として提示しております。これに対し、特別の事情により公益信託を終了することが信託の目的に照らして相当であるか否かは、裁判所にも判断することが可能であるとして、信託法第165条と同様に、終了命令の判断主体としては、裁判所が適当であるという考え方もあり得ることから、これを乙案として提示しております。

次に、(2)の本文では、上記(1)の公益信託の終了命令の申立てを行う者は、甲案として「受託者又は信託管理人とする。」、乙案として「委託者、受託者又は信託管理人とする。」という提案をしております。

委託者については、委託者の関与によって公益信託の運営が左右される状況はできるだけ排除することが望ましいとの観点から、委託者を終了命令の申立権者とすべきではないと考えられることから、これを甲案として提案しております。これに対し、委託者も信託財産を抛出したものとして、その信託の行く末に大きな関心を持っている場合が多いことなどから、委託者についても信託の終了命令の申立権者とすべきであるとの考え方もあり得、これを乙案として提案しております。なお、いずれの案もデフォルトルールとして御提案させていただいているところでございまして、信託行為による委託者の権限の増減は認められることを想定しております。

以上の点について御審議いただければと存じます。

○中田部会長 ただいま説明のありました部分につきまして御審議いただきます。1から6まででございますので、便宜、半分ずつに区切って御審議いただこうと思っております。まず、1から3までについて御発言をお願いいたします。

○小野委員 まず、1について、信託法163条8号、破産法53条1項の適用関係ですけれども、せっかく公益信託ということで信託を設定したにもかかわらず、僅かな委託者の義務を見付けて双方未履行双務契約ということで解約されその有効性が争われる等、紛争状態になることは望ましくないと思っております。とはいっても、それは解釈論であるという議論かと思うんですけれども、補足説明の中で委託者の義務として残っているものは、引渡し未了の財産という記述がありますが、そのほかに委託者が受託者の報酬や費用を払うとか、そういうこともあり得るかと思っております。そういう場合に解釈論とはいいながらも、公益信託自体が破産法53条1項の適用があるというのは望ましくはないのではないかと考えております。

あまりあり得ないのではないかというのが全体的な記述なものですから、必ずしもそうではないし、恐らく管財人になった方は財団を少しでも増殖させようとして、僅かな義務を見いだすという行為が行われると思うので、それについては十分、留意をしていただきたいと考えております。

○中田部会長 そうしますと、小野委員は。

○小野委員 本日の後の方の論点として取り上げられているように、公益信託と法律上名乗ることを要請され、公益のために行うわけですから、それが私益信託と同様に安易に信託法163条8号、破産法53条1項の適用があると論じることには疑問を感じます。では、どうすればいいかについて明確な考え方は現在持ち合わせていませんけれども、全体的に記述がそんなに心配は要らないのではないかというふうな感じで書かれているのがちょっと心配に感じての発言でございます。適用があるべきではないという方向で議論していただければと考えております。

○能見委員 今の破産法の関係ですが、結論としてはわざわざ条文を変えたりしないで、解釈論でいいのだと思いますけれども、そもそもの程度信託法163条8号で信託が終了することがあるのか、実は疑問があります。余りここで一般論をしてもしょうがないのかもしれませんが、信託の場合に委託者の義務と双務的な対価的な関係にあるのは何かというのが余りはっきりしません。私の理解では委託者の最初の信託財産の拠出にしても、追加信託で財産を拠出する義務にしても、これに対する対価的な関係にある受託者の義務というのは、公益信託の場合にはないのではないかという感じがするのです。

受託者が信託目的に従って信託財産を管理しなければならない義務というのは、むしろ、信託報酬と対価的な関係になっているのであって、信託財産の拠出と対価的な関係になっているわけではないと思います。ただ、私益信託の場合には受益者がいますので、対価的な関係を認めるとすれば、受託者が受益者に給付する義務と、委託者の給付義務が対価的な関係になっているのだと思います。これに対して、公益信託の場合には受益者がいないので、どこに対価的な関係が生じるのか、明らかではありません。報酬と受託者の信託事務遂行義務とは対価的な関係になりますけれども、それ以外は基本的には対価的・双務的な関係は本当は生じないと思うので、公益信託の場合には、この条文は削除してもいいかと思うのですが、余りはっきりしないところもありますので、8号も残した上で解釈論で対応するというので、結論としてはいいと思います。

○中田部会長 ほかにいかがでしょうか。

○新井委員 全体としては信託法163条各号の終了事由を公益信託の終了事由とするという、この提案に賛成です。その上で2号について少し意見があります。というのは、2ページの説明を読みますと、「したがって」というところから始まるパラグラフです。新たな公益信託についても163条第2号の適用はされないものと解釈すべきであると述べた上で、ただ、目的信託に163条2号が適用されないことは解釈に委ねられているにもかかわらず、公益信託にのみ同号を適用除外とする規律を設けることは、目的信託の場合との均衡を欠き、妥当ではないと考えられるという説明があるのですが、ここの説明は工夫を要するのでしょうか。

どうということかという、ここで挙がっている例は、例えば受託者が受益権者を1年間、選定しなかったという例が挙がっています。しかし、もっと端的に受託者は受給権者を選定

したけれども、本来、受益権者に給付すべき金銭なり、奨学金なりを受託者が手元に留保して、それが1年以上続いたということも考えられるわけです。そうすると、これは直接的に受益権を受託者が留保していたということで、極めて利益状況が類似するということがあるので、この説明は少し工夫を要するかなという気がします。

○中田部会長 ほかに。

○道垣内委員 同じく信託法163条第2号についてなんですが、これは立法の技術との関係がすごく密接なところがあって、仮に公益信託というのを単行法にするとしても、信託法163条を準用するという形になるのならば、あえて2号を抜いて解釈論としてあり得ないわけではない考え方を潰すという必要はないだろうと思います。しかしながら、仮に公益信託法というのを新たに書き起こす、基本的に全部、書き起こすという立法態度をとった場合には、2号と同様の規定を入れると、それは、公益信託においても受益権というものの存在を前提にしているということにならざるを得ないと思います。そのような見解があるということも重々、承知しているわけですが、私は必ずしもそれには賛成ではありません。そうしますと、準用することに対しては、何ら私に異存はないのですけれども、書き起こすのならば2号を入れるということには反対です。

○中田部会長 ただいま立法のスタイルについて出ましたけれども、まだ、確定はしていないと思いますが、もし今の段階で何かございましたら。

○中辻幹事 事務局としては、今のところ、新たな公益信託についても信託法の規定が原則として準用されると、そして、そのことを踏まえた上で、新たな公益信託について信託法の規定と異なる特則を設ける場合には、公益信託法の中に何らかの規定を設けるという立法のスタイルを想定しております。道垣内委員の御懸念はよく分かりましたので、注意して今後の作業を進めてまいりたいと思います。

○中田部会長 今、準用とおっしゃいましたけれども、適用ではなくて準用ですか。

○中辻幹事 適用の可能性は十分あると思います。わざわざ準用と言いますと、準用規定を公益信託法の中に設けなくてはいけないので、公益信託法の中には準用規定を設けずに、信託法の規定をそのまま新たな公益信託に適用するという考え方は十分あり得ると思いますし、むしろ事務局としては準用よりは適用の方向で考えております。失礼しました。

○道垣内委員 私が準用と申しましたのも、深い意味があって申したわけではございませんので、確認までに一言、申します。

○中田部会長 ほかにいかがでしょうか。

○吉谷委員 終了事由につきましては提案に賛成でございます。1点だけ先ほどの小野委員の御発言で気になったところが、委託者が報酬を支払うところなんですけれども、委託者が報酬を支払うということを公益信託で認めると、どうしても委託者の影響力が受託者に対して強く働くので、そういうものを認めてしまっているのかなというところの疑問を少し感じました。ですので、それを前提として議論をされるのがいいのかなどうかというところについて疑問を呈させていただきます。

○平川委員 第1の1の終了事由につきまして、私どもは第2号については解釈論で適用されないのだからというのではなく、適用除外とはっきりとその部分を明確に規定すべきだと考えます。法務省補足説明の2の(1)では、信託法163条第2号は新たな公益信託についても適用されないと解釈すべきだが、これを明文化する必要はないとの理由付けとして、

目的信託に信託法第163条2号が適用されないことは解釈に委ねられているにもかかわらず、公益信託にのみ同号を適用除外とする規律を設けるということは、目的信託との場合との均衡を欠き、妥当ではないという理由なんですけれども、しかし、現在まで実例のない目的信託と、既に多くの活用例があり、かつ、改正後更に普及が期待される公益信託を同列に置き、解釈論で補うという考え方には違和感がございます。多くの国民が関係し得る公益信託について誤解が生じないよう解釈ではなく、明確に規定すべきであると考えます。

また、信託法163条9号に信託行為において定めた事由が生じたときという終了事由がございしますが、果たして公益信託の終了原因として、そのまま適切なのかどうか、当事者が定めれば何でもありなのか、一定の縛りが必要なのではないかと議論が、考察が必要なのではないかと、法務省のお考えや、また、法制審各委員の御意見も伺いたいところです。

これで1と2と3を一緒に言ってしまってもいいんですか。

○中田部会長 結構です。

○平川委員 1の2につきまして、公益信託の存続期間ですけれども、期間制限を設けないものとするという御提案に賛成します。英米においても公益信託は、ルールアゲインストパーペチュティの適用除外とされていると理解しております。

1の3の公益信託の認定の取消しによる終了ですけれども、甲案に賛成します。すなわち、信託は終了するものとする。公益信託を設定する前に目的信託を前置するということに対しては、信託関係が複雑化することから反対の立場をとっておるところですが、公益信託と目的信託は並列的關係に立つと整理することから、公益信託が終了した場合には目的信託として残存することはあり得ないという立場をとるものです。また、公益法人制度におきまして、一般法人と公益法人の2階建てとしたことから、各種の法律関係において複雑化、煩雑化を招いておきまして、安易に同様の制度とするべきではないと考えます。

○中田部会長 ほかにいかがでしょうか。

○小野委員 2と3のそれぞれについて一言ずつ。

2につきましては期間制限を設けないものとするということ、それ自体は当然のことかと思うんですけれども、後の相互転換の議論との関連で、そっちの議論を今、するわけではないんですが、目的信託への転換を認めるという前提に立った場合には、そのときから20年というようなデフォルトルールとでもいうのでしょうか、公益信託契約中に明文に書かれなくても、デフォルトルールとして、そう理解していいのかというところが、相互転換のところの議論かもしれませんけれども、関連するのではないかと思います。

3についてなんですけれども、当事者が争った場合、行政処分なものですから、処分が取消されるまで、執行停止にならない限りは、有効な処分として存続するので、そうすると、当事者が争っているのに甲案で終了する、また、乙案でも目的信託に移行してしまうということであるとすると、割り切れないところがございします。当事者が争って最終的に裁判で勝つかも知れません。そのときにも公益信託は終了してしまっているということになるのか、その辺をどう考えるのか、教えていただきたいと思ひます。

それと、乙案の場合、乙案がふさわしいと思ひますけれども、これまでの審議でも目的信託というものを二つか、三つか、分かりませんが、少なくとも異なる幾つかの分類があり得るのではないかと議論されたと思ひます。例えば、公益信託の要件は満たしているけれども、認定はとらないような公益目的信託また特定の高校の学生や卒業生に対する

奨学金の公益性に関する議論が以前ありましたけれども、公益性について見解が分かれるということもあるかと思えます。その他、準公益的信託、準公益的目的信託とか、そういうものもあるかと思えます。ですから、既存の目的信託という、特に要件のところで純資産が5,000万円を超える法人の要件とかの問題がありますけれども、そういう違う形の目的信託として残るという選択肢もあり得るのではないかと思います。もちろん、そうではなくて単純に目的信託として残るといってもいいんですけども、その場合、要件のところで残ることが難しくなる可能性もあるのではないかと思います。

○**能見委員** 3についてだけ取りあえず発言したいと思います。今の小野委員とほぼ同じことになるのだらうと思えますけれども、これまでの議論において、目的信託の形をとりつつ、實際上、公益的な活動をすることは認められると、それから、認定を受けようと思えば公益信託になり得るけれども、認定を受けないで目的信託のまま、公益活動をするというのも認められるという前提で考えてきたのではないかと思います。そうすると、目的信託と公益信託というのが並列なのか、直列で2階建てなのかというのは、そう簡単には言えないことで、むしろ、目的信託の方が非常に広い範囲で存在するものであって、その一部については公益信託とは大分違うのでそれと並列的な関係になるのかもしれませんが、公益的な活動をするような目的信託については、両者は2階建ての関係になると見ることもできます。要するに、並列か、そうでないかというのは比喩的な表現なので、余りそれによって結論が決まるというような形で議論はすべきではないのではないかと思います。

実質的に考えた場合に、先ほどの繰り返しですけれども、目的信託でもって公益活動ができるのであれば、公益信託の認定が取り消されて、いろいろな理由で取り消されることがあるとしても、一番厳しい場合としては公益性が結局認められないという理由で取り消される場合も含めてですが、その場合でも、もともと目的信託のままでも公益的な活動はできるわけですから、公益信託が取り消された場合も、目的信託として存続させることは十分考えられる。そういう意味では、ここでは甲案ではなくて乙案の方がよろしいのではないかと思います。

○**深山委員** まず、1の終了事由については既にいろいろ御意見がありますが、結論としては2号を除いて各号を終了事由にするということに賛成したいと思います。9号について平川委員から問題提起がございました。信託行為に定める終了事由というものを残すかどうかで、結論は今、申し上げたように残していいと私は思います。ここは公益信託という制度の基本的な考え方に結び付く問題だと思うんですが、私は委託者を中心とした当該公益信託を創設しようとする信託当事者の意思というものをそれなりに尊重すべきだろうと思えます。

これはいろいろな場面で出てくるわけですけども、その一つの場面として、終了事由を法定の事由以外に当該公益信託にとって必要な事由として当事者が定めたのであれば、それはそれで基本的には尊重してしかるべきだろうと思えます。もちろん、公益信託にふさわしくないような終了事由を仮に定めていたということになれば、認定のところでチェックがかかって、そういう終了事由を含む公益信託であれば、認定しないというような判断もあり得ると思えますが、基本は自由な意思で自由な設計を許すということからスタートすべきだという意味で、そこはそのままいいだろうと思えます。

2のところは、期間については特段の意見はありません。提案どおりでいいと思えます。

3については、既に出た能見委員等の意見と共通しますが、いろいろな自由な設計といい

ますか、バリエーションを増やす、メニューを増やすという観点からは、常に終了しかないというよりは乙案を検討してもいいのかなとは思いますが。ただ、これも当事者の意思が公益信託が取り消されたら、それ以上、やる気がないというのであれば、その意思は尊重すべきですし、逆に公益認定が取り消されても目的信託として公益的なことをしたいという意思があり、なおかつ、法定の要件を満たすのであれば、残り得るといような道を残す意味で、乙案というのでも検討してもいいのではないかと考えます。

○林幹事 まず、1については基本的には法務省の御提案に賛成ですが、1点、確認です。信託法166条については当然、終了事由になるという理解なのですが、問題意識としては、公益認定の取消しと近いというか、場合によっては重なるとも考えられるからですが、今の御提案のままだとこのまま166条も残るといのでよいでしょうか。公益信託法8条の関係では、現行法でも裁判所の権限によるものなので、そういうものとして今後も残るとい前提において議論されているのだと思いましたが、その点、確認させてください。

それから、2については特に私も賛成です。

3についてですが、先生方と重なる部分もあるのですが、確かに甲案でもよいという考えもあるだろうとは思いますが、バリエーションを広くするために、今の時点では乙案に賛成しますし、まだ、乙案も残して検討していくべきと思っています。ただ、ここで問題は、目的信託の要件を満たせば存続するというのはそのとおりですが、現行法の目的信託では、受託者には信託法附則3項の問題があつてハードルが高いことから、目的信託の要件を満たさない場合には、事実上、存続が難しいことになると思いますから、乙案の立場に立って、目的信託の要件等について、なお、改めて検討すべきと考えます。

○中田部会長 今、166条とおっしゃいましたのは、公益の確保のための信託の終了を命ずる裁判についてでございますか。

○林幹事 そうです。

○中辻幹事 信託法166条については、新たな公益信託についてもそのまま適用され、裁判所が公益の確保のために公益信託の終了を命ずる裁判を行うことはできる、すなわち、現在の公益信託法8条により裁判所の権限とされている公益確保のための終了命令の権限が新たな公益信託においても裁判所の権限とされることを事務局としては前提としております。

もう1点、目的信託の要件のお話が何度か出ておりました。信託法附則3項の存在により、政令で定める法人以外の者を受託者とすることはできないとされ、政令で純資産額を5,000万を超えるなどの要件を見たしていなければ、流動化スキームの構築などを目的とする目的信託の受託者になることはできないとされているわけですが、附則3項には「受益者の定めのない信託（学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他公益を目的とするものを除く。）」と書かれていますので、附則3項の対象からは、公益を目的とする信託はすべて除外されているということになります。そうしますと、仮に公益信託法2条1項を廃止し、公益を目的とする目的信託、あるいは公益を目的とする受益者の定めのある信託を有効とする場合でも、それらに5,000万円の受託者要件が適用されることにはなりません。それとは別に、公益を目的とするが公益信託としての認定を受けていない目的信託や私益信託に何らかの受託者要件が必要か否か、仮に必要であるとするならばどのような要件を設けるべきかという整理で、現在事務局としては検討を進めているということをつけ加えさせていただきます。

○山田委員 意見としては、これまで出ているものに対して新味はないのですが、申し上げて

おきたいと思われましたので発言させていただきます。3について、公益信託の認定の取消しによる終了でございます。これは私は乙案を強く支持したいと思えます。信託という法律関係が維持されると、すなわち、委託者から受託者に対して財産が移転し、受託者の下で信託目的に従って財産の管理・処分が行われることとなります。そして、受託者の下では受託者の倒産から隔離されていることとなります。そういう法律関係、これが信託の私は基本だろうと思うのですが、これは公益信託の認定が取り消されても維持されるのが原則であるべきだろうと思えます。ただ、例外として信託行為の中に、信託行為が取り消された場合には信託を終了するというような旨が定められているようなことがありましたら、それは尊重してもよいのではないかなと思うのですが、そこは十分に詰めて考えておりませんので、原則として申し上げた通り、乙案を是非、実現していただきたいと思えます。

そして、6でございますが、公益信託の終了命令であります。

○中田部会長 すみません、6は後ほど。

○山田委員 そうですか。これはまだ入っていませんか。

○中田部会長 1から3まで。

○山田委員 失礼しました。では、3についてのみの発言とさせていただきます。

○新井委員 3について私は甲案を支持したいと思えます。現行法では、公益信託は目的信託の一類型とされています。つまり、公益信託と目的信託というのは連続性があるという、そういう立て付けになっているわけです。しかし、私の意見では公益信託と目的信託というのは連続性はないと考えています。公益信託というのは委託者が自らの財産を公益のために出えんするというのであるのに対して、目的信託の場合の現行法の規定では、委託者が非常に強大な権限を持っているわけです。ですから、それを公益信託との連続性で捉えるということは、私は賛成できません。ですから、私は甲案を強く支持したいと思えます。

○中田部会長 1から3についてほかに。

○吉谷委員 まず、2ですけれども、公益信託の存続期間については期間制限を設けないという提案に賛成いたします。現在でも期間制限というのは設けられておりませんで、ほぼ期限のない公益信託ばかりであると考えていただいてもよろしいのではないかと思いますので、それを維持するべきであると考えます。期限を設けてはいけないのかということ、期限を設けるというニーズもあるかもしれないと思っております、例えば東京オリンピックのために信託を設定すると、オリンピックが終わって1年後には終了するというような定め方もあっていいのではないかと思います。そうしますと、信託法163条9号についてはなければ困るということにはなると思えます。ただ、何でも定めていいかということ、それはまた違う問題なんだろうと思えますし、それは認定の判断のところではなされればいいのではないかと考えます。

次に、3番でございますけれども、公益認定の取消しの場合には甲案の信託は終了するを支持いたします。大きく二つ理由があります。一つは公益信託の財産というのは、公益のために用いられるべきものであるということ、そして、もう1点は税制との関係です。公益信託の委託者は、公益目的のために利用されることを前提に金銭を出捐するわけでありまして、この委託者の意思は尊重されるべきであって、一旦、公益のために出えんされた金銭が公益目的以外のために利用されることは、制度設計としては問題があると考えます。しかし、公益信託が目的信託に変わるということ許してしまうと、公益信託の規律はその後はもはや

適用されないわけでありまして、行政庁の監督の対象外でもありますし、信託目的を公益以外のものに変更することも可能となると思います。そのため、公益認定を取り消された公益信託を目的信託として存続することは適切でないと考えます。

新しい公益信託は、信託財産が委託者の支配から切り離されて、委託者など公益とは無関係の主体を帰属権利者とはできないということを前提にすると考えておりますけれども、そのような前提で会計や税務上も委託者から切り離されるというものであると考えております。公益信託から目的信託への転換を認めるのであれば、公益目的で拠出された財産というのは目的信託に帰属しないような仕組みが必要になると思います。公益法人でも同じような仕組みがあると思います。しかし、公益信託では公益目的以外の目的で財産を拠出するということは余り前提とされていないと思います。すると、目的信託に帰属する財産も存在しないということになりますので、このようなニーズはそもそもないのではないかと思います。

税制との関係でいいますと、公益信託から目的信託への転換を認めると、公益信託財産が私益のために利用される道も開かれる、ということになりますと、税の優遇であるとか、公益認定と税の認定の一体化という観点でも、実現できるかということに懸念を持っております。新しい公益信託では、信託財産の公益信託事務の範囲の拡大など、従来の公益信託になかった要素が様々取り入れられているところですので、これに加えて私益の利用の道を残すということになりますと、税制優遇が措置されるハードルが更に高くなるのではないかと懸念しているというところです。

1点、質問がございます。取消事由として公益法人の場合ですと、認定法29条1項4号なので取消しの申請というのがあると思うんです。それと同様に、信託においても受託者又は信託管理人から、公益認定の取消しの申請の取消しがあったということを取消事由とすることがあるのでしょうか、というのが疑問です。仮に乙案を採るのならば、受託者や信託管理人が目的信託への転換をしたいがために、認定取消しを申請するというようなことも出てきかねないと思っております。そういうことは適切ではないと考えます。もし、また甲案であれば後で出てきます終了命令との関係というのが問題になって、制度としては一体的にした方がいいのではないかなと考えて質問させていただきます。

○中辻幹事 先ほど山田委員が終了命令についても御発言されようとしたこととも関連すると思うのですが、公益信託の認定の取消しによる公益信託の終了の論点は、信託法165条の公益信託の終了命令の論点と関連するので、その関係を整理しておく必要がございます。

一つの考え方は、信託法165条の受託者等からの申立てを受けて裁判所が行う特別の事情による信託の終了命令の裁判の規定は、公益信託にも適用されるとするものです。特に、新たな公益信託において信託法165条の申立先を認定行政庁等とする場合には、公益法人認定法には信託法165条のような規定がないことから、公益法人認定法29条1項4号は、公益法人から認定取消しの申請があったことを公益認定の取消事由としているが、公益信託の受託者は信託法165条による公益信託の終了ができることになるので、公益信託の受託者から認定取消しの申請があったことを公益信託の取消事由とする必要はないという整理があり得ると思います。

それとは別に、公益信託の受託者が特別の事情により信託を終了する必要がある場合に信託法165条による公益信託の終了ルートが存在するとしても、受託者からの申立てを受けた認定行政庁等による認定取消しのルートは別途併存させておいて差し支えないという整理

も、特に第1の3の論点で乙案を採るのであれば、あり得ると思います。ただし、その場合にも、認定行政庁等による認定取消事由をどのように定めるのが問題となり、信託法165条が信託設定時に予見することのできなかつた特別の事情を要求して終了事由を限定しているのと同様に、認定行政庁等による認定取消事由を限定するならば、例えば受託者が公益信託を目的信託に変えたいという理由のみで認定取消しの申請をしてもそれだけは公益信託の認定取消しは認められないことになると思います。

○中田部会長 1から3については。

○山本委員 今の3の点についてなのですが、先ほどの議論の中でも少し顔を出していたことですが、甲案、乙案のそれぞれについて、これが強行的なルールとして提案されているのか、任意法規的なルールとして提案されているのかという問題があるように思います。新井委員や吉谷委員の甲案の御主張は、これを強行的なルールとして想定すべきであるというものだったと思いますが、甲案であっても、論理的には少なくとも任意法規的なルールとして提案するという可能性もあり、そうなりますと、乙案との違いは相対的なものになる可能性もありそうです。この辺りは部会資料には明示されていなかったと思うのですが、そのような問題があることがわかってきたように思うのですが、この点はいかがなんでしょうか。

○中辻幹事 事務局としてこの部会資料を作っている段階では、任意規定というよりは強行規定と考えて作っておりました。ただ、いろいろ御指摘いただきましたので、それを踏まえてまた考えていこうと思います。

○長谷川幹事 3につきまして、後ほどご議論が予定されている終了時の処理のところにも関わるかと思いますが、私も税の観点から、仮に乙案としたときに現行の税制上の優遇が受け入れられにくくなるということであるとすると、慎重に考えた方がよいのではないかと考えている次第でございます。

○道垣内委員 吉谷委員がおっしゃったことはほぼ理解できたのですが、1点だけ分からなかったのでお伺いします。つまり、公益信託において公益目的に給付することが求められているところ、目的信託に拠出することはできないはずであるということをおっしゃいましたか。

○吉谷委員 私の理解では、公益法人から一般法人になるときは、公益目的で出えんされていた財産について一般法人にある程度は入れないという仕組みがあると理解しております。もし、それが間違っていれば教えていただきたいんですけども、公益信託の場合ですと、元々、委託者が信託する財産というのは全て公益目的で使うということが前提になっていると思われましたので、それを目的信託にするということは、目的信託にいく財産と国や地方体などに帰属させてしまう財産とより分けるんだらうなと考えました。それが税の考え方も整合するのだらうというふうな理解だったんですが。

○道垣内委員 税との関係ということについては、吉谷委員のおっしゃることはよく分かるのですが、一般法人と公益法人の場合とはともかく、例えばある信託銀行が公益信託の受託者となっているというときに、その信託自体が目的信託に変容するということになる際、そこにおいて財産の移転があるとは思えないものですから、おっしゃっていることの趣旨がよく分かりませんでした。公益法人法制と平仄を合わせ、そこにおける公益認定の仕組みないしは考え方というのを参考にして考えると、そうなるということであるならば話は分かります。ただ、拠出というか、移転がないというのが多分、乙案の前提でしょうから、余りそ

こを重んずる必要はないのではないかという気が致しました。

○中田部会長 1から3については。

○平川委員 公益法人の場合は、公益認定を取り消された場合には一般法人になりますけれども、その場合には1か月以内に公益目的残余財産を他の同類の公益法人や地方公共団体に寄附しなければならないという縛りがあるので、多分、こういう公益信託の認定が取り消されて目的信託になるという法制になった場合には、同じような縛りが入ってきて、公益信託で使っていた財産は、公益目的に全部、抛出してなくしてしまわなければならないというような規制になるのだろうと想定され、そうなると複雑・煩雑化して、公益信託にすることがディスカレッジされていくようなことにならないか、というのが懸念されると思います。

○道垣内委員 今の議論のよく分からないんですが、今、平川委員がおっしゃったように、公益信託のために抛出された財産を全部、ほかの公益信託に移すと財産がなくなりますから、目的信託に変わるわけがないですよね、財産がないのですから。ですから、乙案を採るということの前提として、残余財産を他の公益信託等に移さなければならないとはしないということになっているわけですので、どうも議論がその点はかみ合っていないような気がするんですが。

○平川委員 微々たるものが残っている……。

○道垣内委員 それは公益目的の財産のはずですから、微々たるものが残っても駄目だと思います。

○中田部会長 まだ、続くと思うんですけども、そろそろ、次のところにも進みたいと思います。

○吉谷委員 私が最初に公益目的で委託者が出した財産は、公益目的に使われるべきだと。なので、目的信託になった後に目的がどんどん変容してしまう可能性があるんで、それは目的信託に変わるべきではないと申し上げました。今の道垣内委員の御指摘のところを受けると、仮に目的信託になるんだとしたら、その後、縛りの強い目的信託というのと現行の目的信託というのと2種類を作らないと、元々の委託者の公益目的をずっと維持するということが難しくなるのではないかなとも思っています、どんどん、仕組みを複雑化していくのではないかということ懸念するところだったんです。

○中田部会長 御議論があると思うんですけども、後ほど転換のところ、また、この論点が出てくると思います。それから、先ほど山田委員が言及しようと言われました6の終了命令とも関係してくるところでございますので、先に進ませていただきたいと思います。

今、1から3までについては、1については2号と8号と9号について御意見を頂きまして、それを踏まえて更に検討ということになるかと思えます。2についてはこれでよいという御意見であり、転換との関係についての御指摘がありましたけれども、基本はこれでよいということと承りました。3については両論があるということで、更に御検討いただくということになるかと思えます。

それでは、4から6について御意見をお願いいたします。

○深山委員 取りあえず4についてまず意見を申し上げたいと思います。提案では、信託関係者等の合意による終了を一切できないという割り切り方を提案しておりますが、先ほどの私の発言とも関連するんですが、多くの場合、信託契約で信託が作られるときに、契約当事者全員が何らかの理由でやめようというときにやめられないというのは、契約としてはかなり

イレギュラーな話だろうと思います。

そういう意味で、一切、その道を封ずるとするのは少し行き過ぎで、委託者、受託者、信託管理人ぐらいでいいと思うんですけども、委託者が存在する場合には、その三者の合意で終了を認め、ただ、この考え方の背景として恣意的な終了というものは好ましくないという価値判断があると思うので、それにプラスして、三者の合意による終了を行政庁等になるのかなとは思いますが、認可等のお墨付きを与えるということを要件に加えて終了を認めるという、そのような道を認めるべきではないかと考えます。その意味で、提案そのものには反対して、行政庁等の関与を含めて認めるような方向を検討すべきではないかと考えます。

○小野委員 結論においては深山委員と同じなんですけれども、理由付けのところを、1、2点、追加いたしますと、これまでは給付型でしたけれども、今後は事業型の公益信託を期待しているわけですが、そうすると、事業の成り行きというものがあると思うので、今までとは状況が違うのではないかと思います。したがって当事者の意思ではそもそも終了できないということは問題があるように思います。それから、もう1点は公益法人制度との比較なんですけれども、公益法人制度の場合でも終了することは大変かもしれませんが、それでも財団を終了することは可能なので、そういう観点からも一定の枠組みとか制約は必要だと思いますけれども、終了できないというような規律を設けることには反対です。

○吉谷委員 4番につきましては、合意では終了することができないという提案に賛成いたします。信託が終了してしまいますと、公益目的で財産を使うという当初の公益目的に使われることは期待できないわけでありますので、信託目的のために利用できる間は、当事者によって公益信託は継続されるべきであって、当事者の合意で終了されるべきではないと思います。目的達成あるいは不達成で終了ということがあるわけですが、恐らく当事者間で目的が不達成になったということに自信がないとかいうときには、合意で終了ということにしようかということが考えられるわけですが、自信がないのであれば行政庁によってチェックしていただくというのがよろしいのではないかと思います。

○平川委員 4につきましては、合意によって終了することができないという提案に賛成します。英米においても公益信託の信託契約は、取消不能であるということが公益性を担保するものとして、その要件となっているものと理解しておりますし、ただ、先ほどの信託法163条の終了事由の9号で、信託行為において定めた事由が生じたときとありますが、例えばここで期間を定めるとか、そういうことは可能なのではないかと思いますけれども、任意に合意で解除できるということには反対します。

5につきましては、信託管理人が就任しない状態が継続することによる終了ですが、終了事由ではなく、認定取消事由とすべきであると考えます。ただし、不在期間は1年以上と限定せず、行政庁の判断に委ねられてよいと考えます。その理由は、公益信託においては信託管理人を必置機関と考えますし、その存在及び資格要件は公益信託認定基準の一つであり、信託管理人の不存在は重要な基準違反であると考えます。したがって、不在期間の長短にかかわらず、その不在は取消原因となる状況にあると考えるものですが、やむを得ない事情により一時的に不在となったけれども、早期に回復が可能な場合も想定されますので、それらの状況を行政庁が判断し、公益認定取消しをするということが妥当と思われる。

なお、新たな公益信託では公益法人同様、行政庁へ各種報告の提出義務が課せられるということになると思いますので、行政庁は信託管理人の不存在についても知り得る立場にあり

ます。また、公益法人制度においては監事の不存在は一般法人法違反として、行政庁にある公益認定の任意的取消事由となっていることに鑑みますと、公益信託の場合に直ちに絶対的な終了事由とすることは、信託関係人に混乱と過大な負担を与えられと思います。また、前任の信託管理人の恣意的な辞任等により、公益信託の終了を招くおそれもあると思います。

6につきましては、甲案に賛成します。その理由は、公益信託の認定及び監督を行う行政庁等が事情を一番よく知っていると思われることから、行政庁が公益信託の終了命令を発するのが妥当であると考えます。行政庁等は認定要件につき、監督する立場にありますので、かかる行政権に基づいて信託終了を命ずる権限を有することは、適切な行政手続の分配にかなっていると考えます。

○中田部会長 6の(2)についても御意見を。

○平川委員 6の(2)は甲案に賛成します。その理由は、委託者は財産の抛出設定等後は公益信託に対し、影響を持つべきではないと考えますので乙案には反対します。

○中田部会長 ほかに。

○能見委員 4と6について意見を述べたいと思いますが、4は悩ましいところで、私もこれがベストだという意見は必ずしもないのですけれども、少なくとも結論としては委託者と受託者と、そしてプラス、信託管理人の3人の合意があれば、終了させることができるというのならいいのかなと感じています。その理由としては、一つは委託者と受託者が合意するという部分は、両者は信託行為の当事者であり、事前に信託行為のところでいろいろな終了事由が書ける立場にある。もちろん、公益信託の場合にはどんな終了事由でもいいというわけではありませんけれども、しかし、一般的には終了事由を信託行為で書こうと思えばできる立場にある、そういう者の合意がそこにある。ただ、公益信託として許容されるような状況下での終了であることが必要なので、両者の合意だけで簡単に事後的に終了させるというのは軽すぎるかもしれないので、信託管理人も加えて3者が合意するのであれば、終了させることを認めるというところでどうかと思います。

4の問題は6とも関係するのですが、6の手続、これは予見できなかった特別な事情などが必要ですが、恐らく三者が信託を終了させたいと考えるのは、いろいろな特別な事情がある場合で、信託法165条でいけなくはないかもしれないが、その要件を満たしているかはっきりしない。そのようなときに、言ってみれば信託法165条の代替的な機能を4のところで認めるということがあるのではないかと思います。

6に関しては、165条の終了命令ですが、これが公益信託についてはどういう場合に問題になるのか、ということがあります。公益性がなくなるというのはこの問題ではなく、ここでは公益目的自体は別に問題はない、当該信託が遂行している事務が公益性を有しなくなったということではなくて、むしろ、公益目的ないし公益性自体はきちんとある、だけれども、その公益目的を遂行する上で、どうも今の状態で信託を続行するのはまずい。こういう場合に、165条の終了命令がなされるのではないかと思います。

適切な例かどうかわかりませんが、例えば公益目的は遂行しているが、非常にコストが掛かって信託財産がどんどんなくなってしまう。これは財産の効率的な利用という観点からは無駄が多くてよくないというような、そんな場合なのではないかと思うのです。公益性がなくなった場合と違って当然に終了させなければならないわけではない。そこで、このような状況のもとでは、終了させたいと考える関係者と、終了させたくないとする関係者がそこ

で対立する可能性がある。一つのパターンとしては、受託者あるいは信託管理人の方はどうもこのままでは効率的ではないので終了させたいと考える。だけれども、委託者は公益信託を設定して、その目的を飽くまで追求してもらいたいと考えている。ここではある種、争訟的というところと正確ではないかもしれませんが、やはり争いがある。そういう構造の中で165条というのが使われるのではないかと思います。

そうすると、誰が終了を命ずるかというところの問題ですけれども、行政庁ではなくて裁判所の方が望ましいという感じが致します。現在の165条でも即時抗告ができるようになっておられると思いますが、一旦、なされた裁判所の判断に対して委託者であるとか、受託者のことも書いてありますけれども、これらの者が争うことができる。そういう形で争いがそこで生じることがいろいろ考えられますので、そういう意味で、ここで終了命令を出すのは裁判所の方が望ましいと思います。

○中田部会長 申立権者についても御意見はおありでしょうか。終了命令について申立権者について。

○能見委員 申立権者は一応論理的に必ずこうでなければいけないということはありませんけれども、委託者も含めて申立権者は三者ができるということではないかと思っております。

○中田部会長 ありがとうございます。ほかに。

○林幹事 4につきましては、小野委員、深山委員と同じです。4の基本的な枠組みは部会資料をざっと一読したときには賛成だと思ったのですが、継続が難しく終了させるべき場合にどうするのか考えたときに、信託法165条で対応できるのか、あるいは目的不達成で対応できるのかということ、明確ではない場合もあるのではと考えます。その事由を柔軟に解釈すればいいとの考え方もあるかもしれませんが、逆に柔軟に解釈することがよくなかろうということもあります。そういう意味においては、行政庁なりの関与もあつた上で、何らか委託者、受託者、信託管理人なりの合意による終了というものが、例外的なものとしてあつてもよいと思つておりました。

次、5につきましては、弁護士会の議論の中では賛成という意見も多かったのですが、大阪弁護士会では（注）の意見に賛成でした。というのは、1年継続したときについては、1年について固定的に考えるべきではないというものです。事案によっては1年未満でも終了させた方がよいものもあれば、新たな信託管理人を選任しようとして、きちんと候補者はいるけれども、1年では間に合わず、もう少し時間が掛かるというような場合にまで強制的に終了させるのはどうかというような意見もあり、1年間というのに固定的にすべきではないという意味において、（注）のように取消事由のような形で行政庁に柔軟に判断してもらえばいいのではないのかという意見でした。

6の終了命令につきましては、これも両方の考え方があるところかと思つておられますけれども、そういう特別の事情は裁判所の判断になじむのではないかというのが、弁護士会の大方の意見でした。

それから、（2）申立権者につきましては従前と同様ですが、弁護士会の意見としては、委託者にも一定の関与の余地を残すべきであり、それは、委託者が関心を持っているからということで、乙案の方が多かったです。それで1点、確認させていただきたいのですが、これについてはデフォルトルールということも補足説明に記載があつたのですが、委託者についてのみデフォルトルールであつて、受託者、信託管理人については奪うことのできない

申立権だと、そう理解していますので、その点確認させてください。

○中田部会長 今回の最後の点はいかがですか。

○中辻幹事 林幹事の御理解のとおりです。

○中田部会長 ほかに。

○棚橋幹事 6の(1)についての意見と質問です。まず、質問は先ほど能見委員の御意見の中にもありましたけれども、そもそも、御提案されている信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情により、信託を終了することが信託の目的及び信託財産の状況その他の事情に照らして相当となるに至ったことが明らかであるときという要件は、公益信託においては、どういった場合が想定されているのかということを知りたいと思います。信託法261条1項で想定されている場合と内容ですとか、判断する観点といったところに違いがあるのかを教えてくださいたいと思います。

先ほど能見委員の意見の中では、公益目的に反しているのかどうかということ、ここでは関係ないのではないかとというような御趣旨の御指摘があったかと思いますが、裁判所としては、前回と同様に、何が公益なのかというような判断が必要ということであれば、難しいだろうと考えておるところでして、そうであれば行政庁の方が望ましいと考えているための御質問ということになります。

また、先ほども少し出てきたところですけれども、取消事由や、認定基準との関係についても疑問に思っているところがあります。提案されているのがどういった場面かということにも関わってくるのですけれども、例えば特別の事情によって事業の継続、目的の達成ができなくなるといったことになった場合には、正に認定基準の裏返し判断が必要になってくるかとは思いますが、認定法上の取消事由の一部として定められているものに当たり得るような場面のようにも思いました。また、信託財産の状況に照らして終了が相当という場面も、認定法上の取消事由として捉えることもできるようにも思いましたので、認定法との重複があったり、認定取消しと重複するというのであれば、特別の事情による場合を裁判所が行うよりは、認定基準について判断を行い、認定取消しについて判断を行う行政庁等が行う方が適切なのではないかと考えております。

○中辻幹事 棚橋幹事の御質問についてお答えします。信託法165条に挙げられた信託の終了命令についての考慮要素について、受益者の定めのない信託に関する信託法261条の読替え表を使うと、信託法165条の「受益者の利益に適合するに至ったことが明らかであるとき」は、「相当となるに至ったことが明らかであるとき」と読み替えられます。ただし、信託法165条の「信託の目的」という判断要素は、信託法261条の読替えの対象ではありませんので、仮に公益信託の終了命令の可否を裁判所で審理される場合には、当該公益信託で定められている目的がどのようなものであるかも踏まえて御判断されることになるのだらうと考えております。

○中田部会長 棚橋幹事、よろしいでしょうか。

○棚橋幹事 そうしますと、判断の内容ですとか、判断する観点というものは、基本的には信託法で定められている現行の終了命令と同じということになるのか、公益信託については違う部分があるのかについては、違いはないという理解でよろしいのでしょうか。

○中辻幹事 受益者の利益を考えるか、考えないかというところに違いはありますが、その他の部分については違いはないという理解です。

○深山委員 今の6の終了命令の点ですが、結論としては乙案がよろしいと思います。先ほど発言しました4のところで、合意による終了を認めるかどうかという点は、この提案では否定的ですし、認めてもいいのではないかという私の意見が残るかどうか定かではありませんが、仮に残るとすれば、関係者全員が終了すべきと考える何らかの事情が発生して、みんなでやめましょうという場合もあるのでしょうか、先ほど能見委員も例を出されましたけれども、やめましょうという人と続けましょうという意見が分かれるということも、当然、あると思います。あるいは4の論点は論点なので外して、終了事由一般としても、目的を達成したから終わるべきだ、まだ、達成していないではないかと、そういったところで関係者の意見が分かれるとか、あるいは目的達成不能かどうかで意見が分かれるとか、いろいろな場面があって、関係者間で続けるべきか、続けるべきではないのかということが問題になったときに、そこで判断を下すのは裁判所がふさわしいだろうと思います。

ここでは、そもそもの公益性があるかないかというのは、既に立ち上がりのところで判断がされていて、恐らくいろいろなケースがあるとは思いますが、終了させるのが公益にかなうのか、続けるのが公益にかなうのか、そういう観点でいろいろな事実認定等が問題になると思います。そこを判断するのが裁判所の役割だろうと思います。

(2)の申立権者については、関係者がそれぞれ発議できるといいますか、申立てができるのが望ましいという観点から、乙案を支持したいと思います。

○樋口委員 2点だけ、これまでの議論で感じたことがありましたので申し上げます。

一つは、6の行政庁がいいのか、裁判所がいいのかということで、裁判所を代表する方もそれなりの発言をされているんですが、私が英米の信託の考えに、結局、染まっているからだと思うんですけども、例えば行政庁が終了命令を出すというのはよほどのことです。このときに受託者は、公益信託の受託者であれ、私益信託の受託者であれ、何であれだと思いますけれども、とにかく公益信託の話ですけども、受託者はどういう立場にあるかという、必ずそれに反抗しなければなりません。受託者は信託を守る義務があるからです。つまり、公益信託として終了させてくれるなという形で必ずあらがうことになります。

だから、一種、行政裁判になるんです。行政手続と実体的判断を争うことになると思いますけれども、最後まで頑張るような話になって、最後はそうすると裁判所のところへ行って判断せざるを得なくなるので、裁判所が公益判断はできませんといって最後まで逃げ回るといことはできないのではないかと思うのです。つまり、議論のあり方として、裁判所の関与を妨げることが、日本ではできるのかなと錯覚しそうな感じになるんですが、錯覚ですよ。そうであるとしたら、もしかしたら手続的にはこういう終了というのは本当に異常な事態なので、そんなにたくさんあるわけがないときに、ぽんと行政庁は行政庁の言い分で裁判所の前で弁ずればいいわけです。これはおかしいんだ、終了すべきだと、この公益信託なるものが何らかの理由でだと思えますけれども、そういう話にした方が一回で済むというのか、そういう感じがするんです。それは私の誤解かもしれないので、しかし、誤解であれ、何であれ、申し上げたくなかったので申し上げます。

二つ目は、全体としての話なんですけれども、今日はとにかく情報公開はいい話だと思うんですが、終了させる話から始まっていて、そのときに私のイメージかもしれないけれども、公益信託に対するイメージが違うような感じがするんです、人によってだと思うんですけども、でも、共通しているのは公益信託という形で何らかの公益活動を広くやっても

raitaiというのはきっと一緒だと思うんですが、その次が違って、そういう公益活動に携わろうとする人たちがグループとして存在する、受託者になる人と委託者になる人と信託管理人になる人がいて、その人たちが公益のために頑張っているんだなというイメージです。だから、それはこっち側とは遠くの、つまり、そこである種の合意がなされていて一生懸命やってくれよという話になる。そういう話だとすると、場合によってはその人たちがいろいろ頑張ったんだけど、嫌になった。では、みんなでやめようじゃないかということもあり得ます。ここまで頑張ったからよしとしようという話だっていいわけです、そういう話になれば。そうすると、信託法163条の先ほど平川委員もおっしゃっていたように、信託行為において定めた事由が生じたときというので、信託行為において定めておけば、当事者がですよ、それでやめていいんだという話になりかねないんです。

もう一つの別のイメージがあります。その公益信託のイメージは、そういう人たちが始めたんだけど、始まったからには一種、公益的な何か特別な存在になっていて、そう簡単にはやめられない、つまり、もっと公的なものであるということです。受託者も公的サービスに使えるような一種、公務と言ってはいけないのかもしれませんが、そういうようなものになっているのだとしたら、終了事由についてはそう簡単には終了しないで頑張ってくれという話になります。例えば信託管理人が就任しない状態ができたからやめてしまおうとか、それから、信託法自体にも書いてあるわけだからしょうがないんですけれども、受託者が欠けた場合であって新受託者が就任しない状態が1年間継続したときにはやめていいというのはおかしいことになります。信託法の定めの対象は私益信託ですけれども、これを公益信託にも適用だか準用だか何だかするという話なので、公益信託もそれでやろうということなんです、英米の信託では受託者が欠けたからやめるという話はまずない。

信託管理人というのは必置のものではないと思いますけれども、そういうものは何とか裁判所のところで手続で見付けるという。そうすると、広いそれぞれの国で、国柄だと思いますけれども、誰かは見付かる。だって、公益団体だっていろいろあるわけですし、ノンプロフィットコーポレーションであれ、弁護士であれ、誰かはやろうではないかという話に普通はなる。しかし、こうやって諦めがいいということを見ると、先ほどの二つのイメージの中の公益信託も、公益で頑張っているんだけど、それは結局、私人の発意、私人の発意は大事なんですけれども、そういうものでいいんだと、その人たちが嫌になれば、それでおしまいという、そういう感じなのか。私が言うようにもう少し公的な、税制的なものとも結び付いているのだったら、そんな無責任な話はできないという話に、私としては後の方に近い方が制度設計としてはいいのではないかなと考えております。

○中田部会長 ありがとうございます。

○山田委員 6について申し上げます。6の(1)でございます。意見は乙案が私はよいと思います。使う理屈は代わり映えがしないのでございますが、信託という枠組みを終了させるかどうかという観点から考えると裁判所が望ましいだろうと考えます。認定基準の観点から公益信託として一定の税制の優遇を与えるという観点は、認定、そして、監督する行政庁等が行えばよいわけですが、それは先ほどの3に戻りますけれども、公益信託の認定の取消しについては、事後的な認定基準に不充足が生じたような場合には、それで対応すればよく、それに対して、信託という枠組みを外部から終了させてしまうという、そういう場合には裁判所を使って公益信託でない、そして、目的信託を含むのかもしれませんが、目的信託にと

どまらない様々な信託と同じ扱いで裁判所が行うと、終了命令を出すという考え方がよいだろうと思います。

○中田部会長 ほかに。

○新井委員 5番についてですが、樋口委員の発言を私なりに少し補足させていただきたいと思います。5に書いてあるこういう考え方に私は基本的に賛成です。ただし、立法論として考えたときに、信託管理人の給源をどうするかというのは非常に大きな課題だと思うのです。今度は給付型、助成型だけではなくて、事業型の公益信託も考えていくということがあります。そして、信託管理人というのはほとんど無報酬であるというときに、たくさんの有能な信託管理人をどう確保していくかということが課題で、信託管理人が存在しなければ、公益信託は成り立たないということがあるわけです。ですから、一方ではこういう考え方を採用して、信託管理人が欠けた場合は終了あるいは認定取消しでもいいのですけれども、こうした上で、他方では信託管理人を確保するという、そういう観点もあっていいのではないかと。

そのためにはどうするかというと、例えば行政庁が信託管理人を任命するようなシステムもあっていいのではないかと。英米法では確かに信託は受託者が欠けても失効しないという考え方があり得るわけです。長期的な財産管理制度ですので、そうしないといけません。しかも公益信託ですから、公益目的を維持するという点に鑑みて、5の規定は存置するとしても、立法論的に公益信託の普及のために信託管理人をきちんと確保するような、そういう仕組みもあっていいのではないかと提言したいと思います。

4については原案賛成、6については(1)(2)とも甲案に賛成です。

○道垣内委員 まだ自分の申し上げたい内容がまだまとまっていない状態で発言し始めることを自分自身危惧しておりますが、能見委員、深山委員がおっしゃったことが気になっております。6に関して、予見できなかった特別の事情による場合だけが6の(1)になるわけですよ。しかし、より問題なのは先ほど深山委員とかが例に出されたように、財産が減るなどして効率的な公益を果たすということができなくなった場合に、ごく僅かな財産の管理のために大変な手間を掛けて信託事務を執行し、ほとんどが信託報酬で消えてしまうといった状況で信託を継続するのが適切なかが問題になるけれども、それは普通の物価の変動、株価の変動等の結果だと考えるならば、6の(1)に当たるというのは、かなり言いにくいので終了できないという点にあるのではないかと思うのです。

その場合には信託法163条1号の信託目的を達成することができなくなったときというのに当たるとして、信託の終了ということにするのでしようけれども、これは結構、受託者にとっては危ない話です。実は、信託法本体のほうにも存在する問題なのですが、受託者が信託が終了したと思って信託終了の手続きをとっていたけれども、後発的に目的達成不能にはなっていないと判断されますと、その行為の正当性が問われることになるわけで、結構、危ない橋を渡るということになります。私個人としては、善良な管理者の注意に基づいて、163条1号に該当すると判断したのならば、受託者はそれで責任は問われないと考えるべきだと思いますけれども、結構、危なくて、どうしてもティミッドになりがちなことになると思います。おそらくは、法164条1項によって合意による終了というのが委託者と受益者でございまして、多くの場合には合意による終了とかが認められるだろうと、そうなるだろうということによっているのではないかなという気がします。

さて、以上のような認識を前提にして、4に関連して、私もこれで終了させるというのは

どうかという感じがしますが、そうしたとき、信託財産が少なくなったときにどうするのだろうか、というふうにして受託者は、安心して信託を終了させることができるのだろうかというのが大変気になるところです。一つの方法としては、6のところを終了命令にしなくて、終了自体を裁判所に申し立てることができるという制度設計にするというのがありますし、5は残して、誰から見ても目的達成不能の状態のときには、合意で終了するというのもう一つの道かなと思います。そして、後者の方が現実的なのかなという気がします。

いろいろ申しまして話がまとまらないのですが、つまり4についてはそれだけを独立して考えることは多分できなくて、みんなが終了させるのがこれは普通だよと、経済的に見て普通だよと考えているときに、というふうになれば、安心して終了に持ち込むことができるのか、その手続をどうするのかということなのだろうと思います。感想めいた話で大変申し訳ございません。

○中田部会長 ほかにいかがでしょうか。

○吉谷委員 最初に樋口委員が先ほどおっしゃられたイメージ的には、一旦、受けたら、そうやすやすとは終了することが受託者はできないんだというイメージを我々信託銀行の人間は持っていると思います。そういうことも踏まえまして、5につきましては信託管理人が就任しない状況が継続した場合には、任意的な認定取消事由とする方が柔軟でよろしいのではないかと思います。

公益信託の終了命令につきましては、先ほど認定取消しを信託終了事由とするという案に賛成しておりますので、これを分けて別の信託終了命令というものを作る必要はそもそもないのではないかと。統一した条項として定めるのがよいと思います。もし、残すのであれば甲案の行政庁等ということになると思います。

更に3のところ、当事者から認定取消しについて申請できるのかという御質問もさせていただいたのですが、認定取消しによって終了するという前提であれば、逆に受託者、信託管理人によって認定取消しを申請するという枠組みがあった方がよいと考えておられて、信託を続ける意味がどうもないのではないかと当事者が考えているときでも、目的達成あるいは不達成と言い切ってしまうのかどうかというところに迷いが生じますという場合は、行政庁に認定取消しをしていただいた方がよいと思っているなら申請して、それで終了するというのがよいのではないかなと考えています。そうしますと、6の(2)につきましては、委託者が認定取消しや信託終了を申し立てるという実益は余りないのではないかなと考えますので甲案に賛成です。

○中田部会長 ほかにいかがでしょうか。大体、よろしいでしょうか。

それぞれについて御意見が分かれたようでございますが、しかし、それぞれ単独で取り上げるのではなくて組み合わせながら、一定の事由が生じたときに適切に終了させ得る道を考えていくという方向を示していただいたかと存じます。

それでは、時間が3時を過ぎておりますけれども、もう一つ進めたいと思います。「第2 公益信託の終了時の処理」について御審議いただきたいと思います。事務当局から説明してもらいます。

○佐藤関係官 それでは、御説明いたします。

「第2 公益信託の終了時の処理」のうち、「1 残余財産の帰属」について御説明いた

します。(1)の本文では、「信託行為における残余財産の帰属権利者の指定に関する定め
の必置とその定めの内容」について、「公益信託は、その信託行為において、残余財産の帰
属すべき者(以下「帰属権利者」という。)の指定に関する定めを置かなければならないも
のとし、その内容は」、甲1案として「信託終了時の全ての残余財産を当該公益信託と類似
の目的を有する他の公益信託又は国若しくは地方公共団体に帰属させることを定めたもので
なければならず」、甲2案として、「信託終了時の全ての残余財産を当該公益信託と類似の目的を有する他の公益信託若しくは他の公益法人等(公益法人認定法第5条
第17号イないしに掲げる法人を含む。)又は国若しくは地方公共団体に帰属させること
を定めたものでなければならず」、乙案として、「信託終了時の残余財産の
うち、公益信託の認定時における信託財産については私人に帰属させるとの定めとすること
を許容するが、公益信託の認定後に信託財産に加わった財産については私人に帰属させると
の定めとすることを許容せず、【甲1案】又は【甲2案】のいずれかとしなければならない
ものとする。」という提案をしております。

まず、公益信託が終了した場合にその残余財産が誰に帰属するかは、信託財産を出えんす
る委託者や公益活動に使われることを期待して公益信託に寄附する者にとってその意思を担
保するために重要な事項であることなどから、公益信託は、その信託行為において残余財産
の帰属権利者の指定に関する定めを置かなければならないものとするのが相当であると考え
られます。

次に、その帰属先につきましては、公益信託終了時の残余財産について、公益目的のため
に利用されることを目的としていた信託財産である以上、公益信託の認定の時点で抛出され
た財産であっても、公益信託の認定後の運用や寄附により増加した信託財産であっても、そ
れらは公益信託終了後も公益目的のために用いられるべきであり、私人に帰属させるべきで
はないと考えられます。そして、税法上の要件も参考にしますと、公益信託は、信託終了時
の全ての残余財産の帰属権利者の指定に関する定めの内容を、当該公益信託と類似の目的を
有する他の公益信託又は国若しくは地方公共団体に帰属させることを定めたものでなければ
ならないものとするべきであるという考え方があり得ることから、このような考え方を甲1案
として提案しております。

もっとも、類似の目的の公益信託に寄附する場合には、寄附先の選択肢が限定されてしま
います。公益的な活動を行い、法人内部で残余財産を分配しないことなどが制度的に担保さ
れているものとして、類似の事業を営む公益法人や学校法人、社会福祉法人、更生保護法人、
独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人等の法人も、公益
法人の残余財産の帰属先として適格性を有するものとされていることからしますと、これら
の法人を公益信託の残余財産の帰属権利者として認めることも、信託財産を公益目的のため
に使用するという観点からは相当であると考えられ、このような考え方を甲2案として提案
しております。

これに対しまして、公益信託において、公益信託の認定後に取得した財産には、公益活動
に使われることを期待した国民からの寄附等によって形成されたものが含まれることから、
そのような財産が私人に帰属することは、寄附者等の意思に反し不当である一方、公益信託
の認定時に委託者が抛出した財産については、委託者又はその指定する者に返還されてもよ
いという考え方もあり得ます。そこで、信託終了時の残余財産のうち、公益信託の認定時に

おける信託財産については私人に帰属させるとの定めとすることを許容するが、公益信託の認定後に信託財産に加わった財産については、私人に帰属させるとの定めとすることを許容せず、甲1案又は甲2案のいずれかとすべきであるという考え方があり得ますので、このような考え方を乙案として提案しております。

続きまして、(2)の本文では、信託行為における帰属権利者の指定に関する定めに掲げられた者の全てがその権利を放棄した場合の残余財産は、甲案として「清算受託者に帰属するものとする。」、乙案として「国庫に帰属するものとする。」という提案をしております。信託法第182条第3項の趣旨が公益信託にも妥当することなどを理由として、公益信託においても同項を適用し、帰属が定まらない残余財産は清算受託者に帰属するものとするべきであるという考え方を甲案として提案しております。これに対し、一旦公益目的のために出えんされた財産を清算受託者に帰属させることは、清算受託者に不当な利益を与える可能性がある上、引き取り手のない信託財産を清算受託者に帰属させることは酷であるということを経由して、公益信託においては、信託法第182条第3項は適用せず、帰属が定まらない残余財産は国庫に帰属するものとするべきであるという考え方があり得ますので、これを乙案として提案しております。

第2の「2 類似目的の公益信託としての継続」について御説明いたします。本文では、甲案として「公益信託法第9条を改正し、公益信託の終了事由が生じた場合において、帰属権利者の指定に関する定めに掲げられた者の全てがその権利を放棄したときは、公益信託の認定・監督を行う行政庁等は、受託者の申立てにより、その信託の本旨に従い、類似の目的のために公益信託を継続させることができるものとする。」、乙案として「公益信託法第9条を廃止する。」という提案をしております。

新たな公益信託制度において、公益信託を民間による公益活動の手段として積極的に位置付け、主務官庁による裁量的・包括的な許可・監督制を廃止する場合には、信託関係人による監督・ガバナンスを確保することが重要であり、主務官庁が公益信託の継続を職権で判断する公益信託法第9条の規律をそのまま維持することは相当でないものと考えられます。ただし、シ・プレ原則の趣旨は、新たな公益信託制度においても妥当することから、ある公益信託について終了事由が発生したとしても、その信託の本旨に従い、類似の目的のために公益信託を継続することを可能とする仕組み自体は、存続させるべきであるとも考えられます。

そこで、公益信託が終了した場合において、信託行為における帰属権利者の指定に関する定めに掲げられた者の全てがその権利を放棄したときは、公益信託の認定・監督を行う行政庁等は、受託者の申立てにより、その信託の本旨に従い、類似の目的のために公益信託を継続させることができるものとするべきであるという考え方を甲案として提案しております。これに対し、信託法第163条各号の終了事由は、当該信託が確定的に終了する場合を規定したものであり、そのような事由が発生する場合には、当該信託を類似の目的の公益信託として継続させる余地はないとして、終了事由が発生する前の時点における信託目的の変更の可否の論点を検討すれば足りるとの考え方もあり得ることなどから、端的に公益信託法第9条を廃止すべきであるという考え方があり得ますので、このような考え方を乙案として提案しております。

○中田部会長 ただいま説明のありました部分につきまして御審議いただきたいと思っております。御自由に御発言ください。

○林幹事 まず、1の(1)につきましては、まず、残余財産の定めをすることを義務付けるということ自体は賛成です。その定めがないような状態において信託法182条2項などで相続人に関わる制度が入ってくるのもおかしいと思いますので、その点では、賛成です。

その上で、甲案か、乙案かというところですが、乙案に賛成したいと思います。ここにもいろいろ考え方はあると思うのですが、当初、認定時において給付した財産の限りで委託者に戻るという制度があってもいいと思いますし、それは公益信託を促進するという意味において、プラスになるのではないかと思います。この点、税の問題とか、いろいろ悩ましいところはあるのですけれども、それはさておき、乙案でということです。

乙案においても、甲1案か、甲2案かという問題が出てくるのですが、甲1と甲2の比較においては甲2の方がよいと考えます。要するに、そこでの選択を広げた方がよいという観点からです。ただ、大阪弁護士会での議論としては、類似の目的となっているのですけれども、類似の目的に限定せずとも公益信託や公益法人であればよいのではないかという意見もありました。もう一つの考えは類似の目的を多少柔軟に考えるというのものもあるかと思えます。要するに帰属先を何とか広く捉えたいとすると、そのようになると思っております。

それから、1の(2)については国庫に帰属することで賛成です。

2の「類似目的の公益信託としての継続」のところですが、ここでは日弁連の意見では基本的には乙案でした。その手前の制度でしっかり組んであるので、この段で更にシ・プレ原則のように考える必要はないのではないかという意見の方が強かったかと思えます。個人的な意見としては、甲案もあってもよいように思うのですけれども、あえてここまで制度を用意するかというのに、若干引っ掛かりがありそうに思います。結局、この論点というのは当初の帰属権利者がみんな放棄した財産で、要するに誰も受けたくないような財産なのかもしれない、それを国庫が最後には受け取るという制度になれば、そこで完結するように思いますが、国に帰属する手前にもう少し考えるべきだという、そういう要請というかが積極的にあるのであれば、甲案もあるのかなと思えます。

○中田部会長 ほかにいかがでしょうか。

○平川委員 1の(1)につきましては、公益信託はその信託行為において、残余財産の帰属すべき者の指定に関する定めを置かなければならないとすることに賛成します。また、その定めの内容は甲2案に賛成します。その理由は、現在の公益信託においても既に各主務官庁の行政指導及び税法上も私人への残余財産帰属は認めていないと認識しております。また、実際の公益信託設定事例においても、私人帰属を規定する信託条項というのではないのかと思っております。このような状況で、新公益信託において私人帰属を認め得る考え方を採るということは難しいのではないかと考えます。帰属権利者の対象は公益信託だけでなく、広く公益法人認定法第5条18号並みに拡大すべきと考えています。

乙案というのは、チャリタブルリードトラスト的な考え方と共通するのではないかと思います。そのような後で私的な信託になるというようなものを、それも普及させていくべきだと考えますけれども、これと公益信託というのは別物と考えてよいのではないかと思います。だから、例えば特定寄附信託とかに例を見るように、公益信託の実現と、信託制度を用いた公益への寄附優遇税制というものを別物として進めていくこともできると思います。なお、公益法人認定法においては、公益法人の残余財産を類似の公益信託に帰属させることを認めていませんが、公益信託法の本改正に伴って公益法人認定法を改正し、リシプロカル

にすべきであると考えます。

1の(2)につきましては乙案に賛成します。理由は、公のために拠出された財産が受託者に帰属するという事は考えられず、当然、国庫に帰属するものと考えます。

2につきましては甲案の変形なんですけれども、丙案を提言します。現公益信託法9条は、信託終了の場合においてと規定しておりますが、新公益信託法においてはさきに議論したとおり、信託の終了原因について信託法163条2号は除いて、信託法163条を適用するということにしました。そうしますと、163条各号のうち、1号は信託の目的が達成したとき又は信託の目的を達成することができなくなったときであり、正に英米公益信託法のシ・プレ原則が適用され得る場面です。例えばエイズ治療の研究助成を目的としていたが、エイズが地球上から消滅したので、それに代わる重大な感染症に信託基金を振り向けるべく、目的を変更するというようなのが例かと思いますが、このような場合を想定して信託法163条1号の終了の場合に限り、受託者等の形式的判断に任せず、行政庁等が類似目的の公益信託として存続され得る権限を付与させてよいと考えます。

なお、このように限定しなくても1号以外の終了事由では、継続させることは事実上、困難であり、あえて1号だけを区分する必要はないという考えが有力なのであれば、甲案に賛成ということになります。以上の理由としまして、シ・プレ原則は英米の公益信託の特色を表す象徴的な原則で、飽くまで委託者の公益目的を実現させようとする意図が明確に示された規定であります。その意味からは、日本の公益信託制度において、この規定を欠くということとは考えられないと言えます。ただし、アメリカの判例においても、その適用条件は厳しく決められているというようなことが樋口委員の「アメリカ信託法ノート」275ページから282ページにも記載されておりますので、日本法においても、それらを参考にする必要があると考えます。

○**能見委員** まず、1の残余財産の帰属ですけれども、結論としては乙案に賛成ですが、なかなか、いろいろな諸般の状況からこれを採用することは難しいかもしれないという認識を持っております。しかし、本来は乙案が望ましい。この問題は、公益信託がどのような理由で終了したかという点も少し関係するのかもしれませんが、その意味で今の平川委員のご指摘とも関係しますが、とはいえ平川委員と同じ結論をとるわけではないのですけれども、終了事由が例えば信託目的を達成したというので終了するが、まだ、財産が残っている。こういうときには、委託者からすれば、本来の信託を設定した目的が達成したのであるから、その後のことは自由に決めさせてほしい。私人も含めて自由に帰属権者を定めることができるということがあっておかしくないと思うのです。ほかの終了事由にも今の議論が当てはまるかどうかは分からないのですが、少なくとも目的達成などについてはそう言えるのではないかと思います。

それはそれとして、私がむしろ問題にしたいのは、残余財産の帰属に関する1の問題と、2のシ・プレ原則との関係です。仮に甲1案、甲2案などの案を採ったときの話なんですけど、これらの案のもとで帰属権利者が定められているとしますと、これら帰属権利者が全て放棄しないと2のシプレの問題に移れないというのは、おかしいのではないかと思います。むしろ、甲1案、甲2案で許容される帰属権利者よりも前に2のシプレの処理がくるべきだろうと思います。これら帰属権利者が決められていても類似の目的のために公益信託を存続させることはできる、そういうルールとして2を捉えるべきではないかと思います。ですから、

2の甲案ですけれども、そこに書いてある要件は見直しが必要だろうと思います。

○樋口委員 短く2点だけ。今、能見委員がおっしゃったことに全く賛成です。15ページのところにあるところへ、帰属権利者の指定に関する定めに掲げられた者の全てがその権利を放棄したときはと限定した上で、シ・プレ原則ということになると、先ほど林幹事がおっしゃったように、絶対にとんでもない負担のあるような、つまり、よほどのことですね、これは。だから、実際には甲案を採ってもこういう形でシ・プレが残ることはないだろう。類似の目的について、先ほどの平川委員がおっしゃってくださったというか、私の本まで、引用されたのは本当に有り難いことなんですが、その後のアメリカの動きを見ると、公益概念をシ・プレでは少し類似というのを広げて解釈するよという方向性は出ているんです。そのことだけは申し上げますけれども、できるだけ公益信託を残そうという話は重要だと考えます。

だから、放棄したときに限るという話だと、実際には甲案を残したところでまずあり得ないような話になるので、本当にまず類似の公益目的を探す、こちらがまずあって、どうしようもないといえば、最初の方でほかのところへ財産を預けて何とかしてもらおうという、そういう順番になるのが普通なのかなと私も考えます。

○道垣内委員 林幹事がおっしゃったことで、大阪弁護士会の意見だったという話に関係します。私は第2の1の(1)について特に甲案でなければならないという強い見解は持っておりません。持っておりませんが、他の類似の目的を有するという要件が加わる理由がよく分からないのです。と申しますのは、シ・プレのそもそもの考え方をどう考えるかというのは、いろいろ考え方があると思いますけれども、一種の当事者意思の推定の問題であると考えれば、1(1)は、当事者が定めているわけですね。一定期間はスポーツ振興、その後は、学術振興と委託者が考えているときに、あなたは本当はこういう気持ちでしょう、学術よりもスポーツが好きでしょう、といて、他の類似であるということをや要件とするというのは私にはよく分かりません。当事者が、次はここを目的にすると、そのために、そこに全部、財産を与えるとしているのならば、それはそれでいいのではないかという気が致します。さらに、もう1点、加えますと、国若しくは地方公共団体というのは、終了する公益信託の目的とは類似していないんですよね。それと比べるというのはすごく違和感があります。

乙案とどちらがいいかということにつきましては、私は特に強い意見はございませんけれども、甲1案にせよ、甲2案にせよ、類似目的を要求するのはおかしい。

もう一つ、先ほどの15ページの2のところの、これが放棄したときの話なのかという問題なんですけれども、当事者の意思でほかの目的に使うということになっていけば、そちらになるわけでしょうから、そうすると、結局は、第2の1について、どこまでの当事者の意思を考えるのかという問題なのだろうと思います。こういうふうなことになったら、次はこうするんだよと当事者が決めていたならば、そちらの方を重んじるというのならば、それが達成できないときに限って、2のルールが発動するということは、理論的にはそれほどおかしいことではないだろうと思います。ただ、私自体としては2はなくてもいいと思いますが、論理の問題としてはそうではないかなという気が致します。

○中田部会長 最後の2はなくてもよいとおっしゃったのは。

○道垣内委員 類似目的の公益信託としての継続。

○中田部会長 ということは、乙案ということですね。

○道垣内委員　そうです。

○中田部会長　分かりました。ほかに。

○深山委員　残余財産の帰属権利者については乙案を強く支持したいと思います。甲案との違いはもちろん、私人への終了後の帰属を認めるかどうかという考え方の違いですが、これまでも折に触れて申し上げてきたように、一旦、公益目的のために拠出した財産は、もはや公益の色をとることはできないという硬直的な考え方を採る必要はないし、採るべきでもないと思います。例えば一定の目的を達成するまで、公益に拠出して目的を達成したら委託者に戻るにしろ、委託者の指定するものに帰属させるにしろ、公益目的の財産から外すような制度設計というのを頭から否定すべきではないと思います。

正に当事者の意思でそうしたいというときに、しかし、それが全体として見て公益信託としてふさわしくないという評価が加えられて、認定が受けられないということもあり得るかもしれませんが、それなりに合理的な制度設計で最終的に目的達成後に私人に帰属するとしても、その間、公益に拠出して公益に資するというところに社会的な価値があると評価されれば、それはそれで認められてしかるべきだと思います。そうしないと、非常に制度が利用されにくいものとして出来上がってしまうだろうという気が致します。

もちろん、税制優遇との兼ね合いが常にここでは問題になりますが、それはそれで、それにふさわしい税制を財務省の方で考えていただければよくて、そこは税制の方で工夫すべき問題だろうと考えておりますので、そもそも論からいえば、合理的で適正妥当な信託関係者の意思というものを可能な限り尊重すべきだという観点から、乙案を支持したいと思います。

○中田部会長　ほかにいかがでしょうか。

○山田委員　第2の1(1)について申し上げます。一つ質問を先にして、しかし、お答えいただくのを待たずに意見を申し上げたいと思います。第2の1の(1)は、公益社団法人、公益財団法人の認定等に関する法律で、この問題がどこで扱われているかといいますと、補足説明の中にもありますが、同法の5条18号だろうと思います。そうだとすると、公益認定の基準の一つになっておりますが、公益信託においても、この問題を公益認定の基準として位置付けようとしてされているのか、それともまた、別の仕掛けでこの問題を扱おうとされているのかは、すみません、私の発言の後に事務当局としてお考えがあったらお教えてください、あるいはどこかに書いてあるのかもしれませんが。申し訳ありません。

その上ですが、結論としては私は甲案でやむなしと思います。乙案については、公益法人改革が行われる前の民法上の公益法人のときに、例えば財団法人に寄附行為によって出えんされた財産を残余財産として元の人、寄附行為者ですか、に返してよいかどうかという問題がありました。それについては、私のその問題についての意見は法律が変わっていますので、意見を言っても仕方がないことですが、例えば不動産を公益目的に使ってもらって使用してもらおうとします。そして、10年とか、50年とかがたった後、その不動産は寄附行為者に残余財産分配として返すということがここでの問題です。しかし、10年でも50年でもいいですけども、その間、不動産を利用する利益というものを公益に使うという、そういうタイプの公益法人というのはあってよいと考えておりました。

しかし、旧民法下において、古い時代のものはどうなっていたか分かりませんが、登記に関する行政先例に、残余財産を各社員の出資額を限度に払戻しをすることができるのと定款の定めは、公益法人の性質上妥当ではないというものがあったように思います。それ

が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の5条18号に、私は具体化しているものと思います。もちろん、二枚腰というのでしょうか、まずは第2の1、乙案で考えた上で、それで税制優遇が得られるような仕組みが得られないならば、甲案に退却するというようなこともあり得るのかもしれませんが、どうも公益法人改革の公益法人三法ができる時の様子を見ていますと、この5条18号というのは、結構、重要なポイントになるのではないかなと思います。そうしますと、甲1案又は甲2案でやむなしと考えます。そのいずれかというならば、公益信託、国又は地方公共団体だけではなく、公益法人を含めることは全く構わないと思いますので、甲2案でやむなしと思います。

○中田部会長 御質問の部分についていかがでしょうか。

○中辻幹事 事務局としましては、残余財産の帰属に関する定めについては公益信託の認定基準とすることも十分あり得べしと考えておりました。

○山田委員 あり得べしですね。分かりました。

○中田部会長 ほかに。

○山本委員 すでに多くの方がおっしゃっていることなので、繰り返し申し上げる意味は余りないのかもしれませんが、意見表明だけはしておいた方がよいと思いますので、発言させていただきます。

第2の1の(1)についてですけれども、結論からいいますと、私も乙案を強く支持したいと思います。委託者の意思うんぬん以前に、これは政策の問題だと思うのですけれども、世の中にある財産が公益目的のために使われることが望ましいとするならば、公益目的のために使われる財産が多くなれば多くなるほどよいはずです。そうすると、リジットな考え方を採るのではなく、例えば乙案のように、公益信託終了後については私人に戻るというような選択肢を与えるならば、少なくとも公益信託に提供される財産は減ることはなく、むしろ増えることになるだろうと予想されます。そうしますと、このような手段をとらない理由は理論的にはないはずであり、積極的に認めていくべきではないかと考えられます。

もちろん、公益法人の改革のときの議論については、山田委員から御紹介のあったとおり、難しい問題があることは分かりますけれども、公益目的の推進ということを考えるならば、見直すことができるならばその必要があるのではないかと従来から思っていました。この審議会での御意見を聞いていても、その点についてはやはり考え直す必要があるのではないかと考えられます。したがって、この第2の1については、乙案を支持したいと思います。

その上で、公益信託の認定後に信託財産に加わった財産については、この考え方からしますと、甲1案か甲2案かという問いを立てられれば、甲2案に従って、類似の目的を有する公益法人も選択肢として認めるべきだろうと思います。

○神作幹事 第2の1について私の意見を述べさせていただきます。甲案か、乙案かというのは、私も、山本委員が言われたように政策的な問題であると思いますけれども、乙案について一つ考えておくべき視点があるのではないかと考えております。それはどのような視点かと申しますと、確かに拠出を促進するという面からいうと、乙案は多くの先生が御指摘のとおり、非常にメリットがあると思いますが、しかしながら、中長期的な視点から見たときに、そのようにして誕生した公益的な信託とか、公益的な存在を周囲がサポートするというのを考えると、それこそ例えば寄附とか取引とか、いろいろな関係で支持していき公益信託や公益的な存在が成長し発展していくことを想定すると、最後は私的領域に財産が戻ると、

あるいは少なくとも財産の一部が最終的には私人に戻るとすると、そのような存在に対し、サポートが得られやすいのかという観点があると思います。公益信託の誕生を最初の時点で増やすというのはよく分かるのですけれども、公的存在の成長と発展につながるための制度設計という視点は重要で、私はそういう意味では、一旦、公にしたならば、そう簡単には私的領域には戻らないんだという制度設計は、十分、理由のある考え方であると思いますので、一言、申し上げさせていただきます。

○**見委員** 1と2との関係について、1については私は個人的には乙案なものですから、余り甲1案、甲2案をそう詳しく見なかったんですが、例えば甲1案でいきますと、類似の目的というのがどこに係るのかということなんです。「類似の目的の・・・公益信託」というように公益信託のところまでなんでしょね。国や自治体にはかからない、これは関係ないんですね。元々の公益法人の規定も大体、そうなっていると思いますが、そうなると、道垣内委員はここにある意味でシ・プレ原則が入っているので、2の方は要らないという、甲1案にせよ、甲2案にせよ、そこには委託者の意図が出ているわけだから、後の2の方の問題、シ・プレ原則の方は要らないという御意見だったと思いますけれども、そうではないのではないかと思います。例えば国だとか自治体を帰属権利者にするときに、委託者としては信託の設定の時点では、すぐに適切な帰属権利者を思い付かなかったもので、取りあえず国や自治体を帰属権利者として決めているということもあると思うのですが、そういうときの委託者の意思というのはそれほど確固たるものではない。従って、信託が終了することになったときに、今の述べたような意味で定められた帰属権利者がいても、それを乗り越えるようなシ・プレ原則の適用はありうると思います。シ・プレ原則の適用では受託者が申立てをするのでしたっけね。いずれにせよ、主務官庁に申立てをして類似の目的の公益信託として存続させてもらうということは十分あり得るし、合理的だと思いますので、1で甲案を採っても2の方はシ・プレ原則を認めるということの意味はあるんだろうと思います。

もう一步、踏み込むと、1の甲1案において先ほど道垣内委員が言われたように、類似の目的というのをそれほど厳格にここで考える必要はなくて、もっと広い、そういう意味で、シ・プレ原則よりは広いとっていいのかわかりませんが、甲1案のところでは、相当、広いものを類似の公益信託として当初から帰属権利者として指定することはあり得ると思います。こういうときは、委託者の明確な意思があるということで、2のシ・プレ原則に行かなくてよいのかもしれない。しかし、その場合も含めて、一般的には最初の信託設定の段階では、十分に信託終了時のことまで考えられないこともあるので、委託者としては取りあえず、こんなものを帰属権利者にして指定しておこうという程度のことが多いと思いますので、後で実際に終了する段階で委託者の意思も付度しながら考えるとよりふさわしい財産の使い方がある、その目的のために公益信託を継続させることが可能だということには、そちらを優先するということが十分あり得るのだろうと思います。

それから、もう一つの観点は、仮に甲1案、甲2案のような帰属権利者を定めるという方式で類似の団体、公益信託や、甲2案の場合には公益法人も含めてですが、そういうものに財産が承継されるということはあると思うのですが、その場合には信託財産を帰属権利者に承継させますので、公益信託自体は清算するのだろうと思います。公益信託を完全に清算してから、帰属権利者に財産だけを移転するということになります。これに対して2のシ・プレ原則の方は清算をしないで、そのまま公益信託として存続させることになります。そうい

うことのメリットが2の方にはありますので、その点でも、2のところでもシ・プレ原則を採用する甲案というものの意味があるのではないかと思います。

○吉谷委員 まず、1の(1)の帰属権利者の定めを必置とすることは賛成です。帰属権利者の範囲については甲2案に賛成します。ただ、検討の段階で類似の目的を有するという部分が必要かどうかについては、未検討であるということも申し上げておきます。乙案につきましては最も懸念しておりますのは、公益信託に対する税制の優遇措置や公益認定と税の認定の一体化の実現という観点から、懸念を持つところでもあります。制度を余り複雑なものにすることは、避けるべきではないかという考えも持っておりまして、税の恩典を享受しないということを前提にできるのであれば、私益信託や目的信託を用いて残余財産受益者や帰属権利者を私人に指定する、それで、公益活動を行うということではできるわけでありまして、一部、そういう形で寄附などを行っている信託も実際にあるわけでありまして、

続きまして、1の(2)の指定帰属権利者の権利の放棄のところですが、ここにつきましては乙案の国庫に帰属でよいと考えます。受託者に帰属させる理由は特になく考えております。

2の類似目的の公益信託としての継続につきましては、どちらかといえば甲案なんですが、これも余りニーズがあるとは考えておりませんので、むしろ、後で出てきます公益信託の変更において、信託目的の変更を認めるのであれば、それによることができると考えますので、乙案賛成ということになります。信託目的の変更を認めることができる場合につきましては、帰属権利者による権利の放棄以外の場合にまで、もう少し広げて考えてもよいのではないかと考えております。

○中田部会長 ほかに。

○長谷川幹事 先ほどと同じ意見ですけれども、残余財産の帰属のところの(1)につきましては、当事者の意思の尊重という観点から、乙案も大変魅力的ではございますけれども、現実的に考えたときに、乙案だと税制優遇が仮にとれないということであるとすると、最初から甲案でいくというのも1つの考え方かと思っております。

○藤谷関係官 1点だけ、租税の観点からの情報提供ということでお話をさせていただければと思います。発言をお許しくださり、ありがとうございます。公益信託法の私法の問題として、先ほど来、問題になっております第2の1について乙案あり得るべしというのは全くそのとおりだろうと思っておりますし、税法については別途考えるのであり、この場では飽くまでも信託法の問題として議論するのだ、というのも、本来、あるべき考え方の道筋であろうと私も思います。

ただ、現在の税法が、現行の公益信託法において財産が私人に戻る可能性が必ずしも排除されないということを踏まえて、税法独自に特定公益信託という仕組みを作っているということがまず1点ございます。さらには、公益信託の財産が何らかの私人に戻るならば、戻った段階でまた別途課税関係を考えればいい、ということには、税法の観点からはならないということは、申し上げておかなければならないだろうと思っております。

今年度、例えば100万円の財産を出えんして、そこから得た利子とか何とかは全部、きちんと公益目的に使ったと。最後に残った100万円なり、50万円なりが戻ってくる、その可能性がある限りは、最初の100万円について寄附税制の適用が与えられる可能性はゼロと言っていいと思います。なぜならば、それを認めてしまうと、今年、たくさん所得があ

って高い累進税率が掛かるときには寄附で税金を減らしておいて、後で適用税率が低いときに公益信託から手元に財産を戻すことで、それに税金が課されたとしてもトータルで税負担を減らすことができてしまいます。ですので、寄附したら税制優遇、戻ってきたらその時に課税すればいいではないかという考え方には、残念ながらならないということは、単に情報提供として申し上げておく必要があるかと思いました。その上で、それはそれとして、私法の問題として財産帰属のあるべき姿を考えるというのは、本来の道筋だろうと思いますので、それについて私が特に申し上げるべきことはございません。

○中田部会長 ほかにいかがでしょうか。

○長谷川幹事 すみません、せっかくなので教えていただきたいのですが、資料でも基本的には拋出時の税制優遇のことを念頭に書いておられて、その前提で乙案を採った場合に、例えばA、B、Cという拋出者がいて、最終的にAさんには残余財産が返ってきますといった場合、Aさんの税制優遇だけを拋出時に考えればいいということにはならないのでしょうか。要するにAさんに残余財産が返ってくるということであれば、Aさんだけ税制優遇しないということもあり得るような気もしていたのですが、そのような理解は成り立たないのでしょうか。別途、果実についてどう考えるかということはあると思いますが。

○藤谷関係官 今、おっしゃっているのは帰属権者の話だと思うんですが、例えば私が100万円の財産をAさん、Bさん、Cさんのうち、どなたかに財産を上げたとしたとしたら、私の税金は減らないんです。公益目的に行ったきりでいずれの私人にも帰属しないからこそ寄附税制が適用されるのです。私が申し上げているのは徹頭徹尾、拋出時の寄附税制がとれるかという話であって、財産が残余財産として帰属した場合に、その人が課税されるのは当然の話であります。ここで申しておりますのは、私が誰か別の人に財産をあげた場合、その人には贈与税が掛かるのは当然として、私についても寄附控除というか、税金が減ることがない、というのと同じ理屈です。最終的に誰か私人の手元に帰属してしまうようでは入口のところで寄附税制はとれませんか、確かに私の財産は減っているけれども、寄附税制はとれませんか、ということになります。財産が終局的に公益目的に帰属しているからこそその寄附税制です、というのが現在の説明になっております。したがって、今、長谷川幹事がおっしゃったように、当然、財産の返還を受けたAさんが課税されるのですけれども、それに加えて、全ての人についての寄附税制がおぼつかなくなるということを申し上げたつもりでございます。

○長谷川幹事 例えば私が信託に拋出するとして、当該信託における残余財産は私に帰属することになっているとします。ほかにも信託を構成するときにB、Cさんも拋出しているのですが、このB、Cさんには残余財産は戻ってこないことになっているというような想定です。このときに、私の拋出時の税制優遇については、残余財産が戻ってきってしまうので、優遇しないこととする一方、ほかのBさん、Cさんについては残余財産が戻ってこないで、優遇してもいいのではないかというのが拋出時の問題としてはあり得るかというのが御質問です。果実の問題もあると思うので、なかなか、難しいような気もしますが。

○藤谷関係官 それに関しても、Bさん、Cさんも税制優遇はもらえないとなると思います。なぜならば、B、CがAに間接的に財産をあげているのと同じことと考えるからです。

○長谷川幹事 ありがとうございます。

○中田部会長 ほかに。

○山田委員 先ほど申し上げたことには直接関わらない、しかし、第2の1の(1)について、もう一言、申し上げたいと思います。(注1)でございます。公益信託の認定の取消しによる終了の論点において乙案を採る場合にはとあるので、乙案を先ほど私は私の意見として申し上げたところですが、このときは信託終了時の残余財産ではなく、公益信託認定取消時の信託財産と表現することになるものと考えられるということです。これを第2の1の(1)に当てはめた場合に、私はやむなしということではありますが、甲2案が私の意見であると申し上げましたが、信託終了時にはこのとおりでいいと思うのですが、取消時はよく理解をしていないのですが、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の5条17号が類似するルールではないかと思えます。

そうすると、少し違った規律になっておりますので、何が違うかというのはいま説明できないのですけれども、全てか、全てではなくて一部かという違いだろうと思えます。その一部かというところが第2の1の(1)でいうと、乙案に対応するのかどうかというのが今、見極めきれないのですが、同じであれ、同じでないにせよ、取消しの場合は類似目的の公益信託、公益法人、国又は地方公共団体というのに帰属させる部分について、一定の制約を掛けるという考え方は、公益法人法の中では採られているところでありますので、それと同等のものは公益信託においても可能ではないかと思えますし、可能であればそのようにするのがよいと思えます。

○中田部会長 ほかに。大体、よろしいでしょうか。

第2については、残余財産の帰属権利者の指定に関する定めを必置とするということについてはほぼ御異論がなかったと思いますが、その後、甲案か、乙案かについて御意見が対立したと思います。その上で、類似の目的という要件の要否あるいはその内容について検討すべきだという御意見も頂戴いたしました。それから、1の(2)については国庫に帰属するという御意見が出たと思います。清算受託者に帰属するという御意見はなかったように伺いました。2の類似目的の公益信託としての継続というのは、1との関係をよく考えるべきだという前提の御指摘があったかと思えます。その上で、甲案、乙案の両論の御意見があったと思います。

それでは、時間が来ておりますので、ここで、一旦、休憩にしたいと思います。15分後の4時25分に再開いたしますので、その時間になりましたら御参集ください。

(休 憩)

○中田部会長 それでは、再開いたします。

部会資料37の「第3 公益信託の変更、併合及び分割」について御審議いただきたいと思えます。事務当局から説明してもらいます。

○佐藤関係官 それでは、「第3 公益信託の変更、併合及び分割」のうち、「1 公益信託の変更命令」について御説明いたします。(1)の本文では、公益信託法第5条を廃止又は改正する。その上で、公益信託についても、信託法第150条を適用することとし、同条に基づく変更命令を権限、すなわち、信託行為の当時予見することのできなかった特別の事情により、信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めが信託の目的及び信託財産の状況に照らして信託の目的の達成の支障になるに至ったときに信託の変更を命ずる権限は、甲案とし

て「公益信託の認定・監督を行う行政庁等が有するものとする。」，乙案として「裁判所が有するものとする。」という提案をしております。

新たな公益信託制度において，公益信託を民間による公益活動の手段として積極的に位置付け，主務官庁の裁量的・包括的な許可・監督制を廃止するのであれば，信託の変更についても公益信託の信託関係人の私的自治に任せることが適切であることから，公益信託法第5条の規律は廃止又は改正するのが相当であると考えられます。その上で，公益信託についても信託法第150条の趣旨が妥当することから，同条を適用することが相当であると考えられます。そして，同条による変更命令は，変更後の公益信託が認定基準に合致していることを確認した上で行う必要がある上，公益信託の監督とも関連する権限であることから，公益信託の認定・監督を行う行政庁等の権限とする考え方を甲案として提案しております。他方，信託設定の当時予見することのできなかつた特別の事情の有無等の判断は，裁判所においても可能であるとして，信託法第150条と同様に，変更命令の主体を裁判所とする考え方もあり得ますので，これを乙案として提案しております。

(2)の本文では，(1)の公益信託の変更命令の申立てを行う者は，甲案として「受託者又は信託管理人とする。」，乙案として「委託者，受託者又は信託管理人とする。」という提案をしております。

委託者の関与によって公益信託の運営が左右される状況はできるだけ排除することが望ましいとの観点から，委託者を変更命令の申立権者とすべきではないと考えられ，これを甲案として提案しております。これに対し，委託者も信託財産を拠出した者として，その信託の行く末に大きな関心を持っている場合が多いことなどから，委託者についても，信託の変更命令の申立権者とすべきであるとの考え方もあり得，これを乙案として提案しております。もっとも，いずれの案もデフォルトルールとして考えておまして，信託行為により委託者の権限の増減は認められることを想定しております。

第3の「2 公益信託における信託の変更」について御説明いたします。本文では，「公益信託について信託の変更（信託法第149条）をするときには，原則として，公益信託の認定・監督を行う行政庁等の変更の認定を受けなければならないものとし，例外的に軽微な変更の場合には，公益信託の認定・監督を行う行政庁等に対し事後の届出を行うことで足りるものとするかどうか。」という提案をしております。

公益信託が一旦設定された後は，その公益信託は公益のために存在するものですので，これを委託者や受託者等の合意によって自由な信託の変更を認めるべきではないと考えられる上，信託の変更内容によっては公益信託の認定基準の充足性に問題が生じる可能性があることからすると，公益信託の認定・監督を行う行政庁等の認定を必要とするのが相当であると考えられます。もっとも，信託行為の軽微な変更も含めて全ての信託の変更について公益信託の認定・監督を行う行政庁等の認定を得ることとするのは，受託者等の事務手続の負担が課題となることなどから，信託の軽微な変更については公益信託の認定・監督を行う行政庁等に対する事後の届出で足りるものとすべきと考えられます。そこで，本文のような提案をしております。

第3の「3 公益信託における信託の併合及び分割」について御説明いたします。本文では，「公益信託について信託の併合・分割をするときには，公益信託の認定・監督を行う行政庁等から併合・分割の認定を受けなければならないものとするかどうか。」という提案

をしております。

公益信託が一旦設定された後は、その信託財産は公益のために存在するものであり、当該信託を委託者や受託者等の合意等による併合・分割を行った結果、その信託財産に変動が生じるのは不適当な場合があります。また、信託の併合又は分割の内容によっては、公益信託の認定基準の充足性に問題が生じる可能性もあります。そこで、公益信託について信託の併合・分割をするときには、公益信託の認定・監督を行う行政庁等の認定を受けなければならないものとするを提案しております。

○中田部会長 ただいま説明のありました部分につきまして御審議いただきます。御自由に御発言ください。

○平川委員 まず、3の1につきましては甲案に賛成します。理由は、当該公益信託を実質、よく知る行政庁等の権限とするのが妥当であると考えます。行政庁等は認定・監督権を有しており、公益信託の変更命令を発令する権限は、かかる監督権を行政庁として妥当な行政権の行使の範囲内であると考えます。

1の(2)につきましては甲案に賛成します。理由は、委託者の権限は極力、限定的に考えるべきであるという立場を採ります。

2につきましては法務省には反対します。法務省案は、一旦、全ての変更を原則、行政庁の認定を必要とした上で、軽微な変更はこの例外として事後届出とするものです。しかし、公益法人の場合と同様に原則的に信託の変更は届出にとどめ、例外的に公益目的事業の変更、監督行政庁の変更を伴う活動地域の変更など、公益信託認定の根幹に関わる事項については変更認定を必要とすることとし、逆の規定の書きぶりとするべきであると考えます。例えば公益法人の場合、定款変更のときには届出によることを原則としており、認定が必要な場合としては地域の変更、公益事業目的の変更、収益事業の変更を例外として設けています。

3につきましては基本的に賛成します。ただし、行政庁等の認定に委ねるとしても、認定ガイドライン等を設けるのだと思いますけれども、これに公益信託が私益信託に吸収合併される場合等、場合に分けて要件が検討されるべきであると考えます。

○中田部会長 ほかにいかがでしょうか。

○吉谷委員 まず、1(1)につきましては甲案に賛成いたします。変更命令は認定を行う行政庁によるというのが認定制度と整合する考えます。裁判所による変更命令は、更に行政庁の認定基準と整合させるための仕組みが必要であって制度を複雑にします。それを上回るようなメリットが乙案にあるとは感じられませんでした。

次に(2)ですが、これも甲案に賛成です。デフォルトルールとして甲案でよいと考えます。委託者に内部的なガバナンスの機能をデフォルトで期待するということとはできないと考えます。

次に2番ですが、これは提案に賛成です。その中で、信託の目的の変更については先ほども申し上げましたが、委託者が最初に意図したもの以外に信託目的を変更することは、容易には認められるべきではないと考えます。しかし、委託者の意図を余りに狭く解することで信託が終了してしまったり、利用されなくなったりするというよりは、若干、拡大して解釈して変更を認めるのがよいのではないかと。ただ、行政庁による変更認定の際に必要な認定審査をしていただくべきと考えます。

最後に3番ですが、信託の併合・分割については効率化等が認められるのであれば認めて

よいと考え、行政庁の関与があるということで、提案でよろしいのではないかと考えます。その上で、私益信託と目的信託が公益信託の併合・分割の対象になるのかということについては、認める必要はないと考えます。まず、公益信託の財産を私益信託や目的信託の財産とするような併合・分割につきましては、一度、公益目的のために拠出された財産を公益目的以外に用いることを許すものでありますので、先ほども申し上げたとおりの理由ですが、反対です。

次に、私益信託、目的信託の財産を公益信託の財産にするような併合・分割ですが、これは追加信託であるとか、寄附とかいう形で代替ができるので、特段、法制化する意味合いはないと考えました。

○**深山委員** 変更命令について意見を申し上げたいと思います。結論として私は乙案、裁判所が有するということが妥当だと考えます。その理由は、先ほど似たような議論を終了命令のところでもしましたけれども、より分かりやすいのは変更命令であると思います。つまり、信託関係者が変更しようとするのが思えば変更の手続をとる。その場合に、もちろん、2の論点である行政庁等の認定等の問題は更に出てくるわけですが、いずれにしても、そちらのルートをとるのが一般的で、そうではなくて変更命令が発せられる場面というのは、内部的に意見の対立がある場合というのが一つ想定されるように思います。そういう意味で、関係者間で意見の対立があるときに、どちらが妥当かという判断をする機関として裁判所がふさわしいと考えるのは先ほどと同様であります。

(2)の申立権者については、ここはデフォルトルールなので余り強くこだわる必要はないかもしれませんが、考え方としては、委託者も含め関係者にそれぞれ申立てができる地位を与えた上で、最終的には、いずれにしろ裁判所が判断するというので、そういう仕組みにするのがよろしいと考えますので、ここも乙案ということでございます。

○**中田部会長** ほかにいかがでしょうか。

○**小野委員** 1の(1)ですけれども、結論としては深山委員と同じなんですけど、恐らく理屈としても信託契約という私法上の効果を伴う変更ですから、信託法の本来の原則、信託法にのっとって裁判所が私法的な効果を伴う変更命令を出すということだと思います。仮に行政庁たる認定機関にもそういう権限を与えたとしたら、それは私法上の効果を伴わない形の何か違うものとして認識するということになるのではないかと思います。どっちがいいかというよりも、私法上の効果という観点からすると、裁判所以外には考えられないのではないかと考えます。

○**棚橋幹事** まず、裁判所としてやりたくないということは全くないということは、はっきり申し上げたいところでございます。

その上で、意見を述べさせていただくのは1の(1)の点のみですけれども、私法上の効力というお話ですとか、争いの有無ですとか、様々な考慮要素はあるかと思いますが、裁判所としては、基本的には認定基準に関わる部分については、認定機関が一番その判断に適しているのではないかとこの観点から、裁判所か行政庁等のどちらが判断するのがより適切かという点については行政庁等なのではないかという趣旨で意見を申し上げてきたということでございます。

この1の(1)については、もちろん、これは事情変更の場合ということではあるんですけども、変更ということと、一旦、終了又は認定取消しなりがあった上で、また、新し

く作るということとの違いが若干、分からないというところもあるんですけども、基本的にはここでは認定基準の判断が行われるということのように思いましたので、より適切なのは行政庁等ではないかという意見となります。

○中田部会長 ほかにいかがでしょうか。

○山田委員 第3の1の(1)でございますが、乙案で裁判所による変更命令が望ましいと思います。理由は、小野委員、深山委員がおっしゃったのと重なりますので繰り返しません。その上でですが、分からないところもあります。それは、裁判所が変更命令を信託法150条に基づいて出すとした場合に、認定基準周りの問題をどうするかということです。棚橋幹事の御発言に少し関連するかもしれませんが、認定基準周りそのものは認定・監督をする行政庁の問題であろうと思います。したがって、2のところの軽微な場合にどうする、そうでない場合にどうするというのが基本的には係ってくるのかなと思います。

しかし、一方で、裁判所に変更命令を申し立て、変更命令が出た後ですかね、軽微でない、今度は行政庁等に変更の認定を受けるということになるですと、少し工夫をする余地があるのではないかなと思います。一般的に裁判所が関わる、これは非訟ですかね、信託の非訟についてできるのかどうか分かりませんが、第3の1の(1)、公益信託の変更命令は裁判所が有するものとした上で、認定・監督をする行政庁等の意見を聴くみたいな仕組みを設けることによって、ワンストップでというのでしょうか、一つの手続きで行うということができるならば、考えたらいいのではないかなと思います。

○樋口委員 3点、申し上げますが、いずれも短く、一つは質問なんですけれども、あるいは確認なんですけど、ここの19ページに例えば委託者というのが出てきます。こういう場合に、我々はまず共通理解として委託者というのは一身専属の委託者、委託者の相続人であれ、何であれなんていうと、どんどん、ネズミ算式には増えていかないと思いますけれども、そういうことを考えていなくて、単純に委託者が生きていて、その人がという、そういうことだけを想定して我々は議論しているのだろうかということを確認しておきたいと思いますが、1点目、ごく簡単なことなので。

○中田部会長 では、先にそれを。

○中辻幹事 私どもとしては、公益信託を委託した委託者本人について考えておきまして、相続人については……。

○樋口委員 亡くなってしまえばおしまいと。

○中辻幹事 はい、ということを考えておりました。

○樋口委員 分かりました。ありがとうございます。

二つ目は、私も逃げ回ってしまうなんていう表現をしたのは非常に穏当でないと思っておりますので、つまり、この国で認定制度をやるわけですね、とにかく公益信託について。それについて、認定制度は当然のことだという話になっているわけで、認定する行政庁がいて、行政庁がいるところと、それから、裁判所というところでの役割分担がどう在るべきかというのは、なかなか、難しい課題であるということは単純な私でも認識しております。その点は補足したいと思います。

三つ目ですけれども、変更ということなんですけれども、信託の変更というのは何なのだろうというのが、幾つかのここの説明の中では文章として出てくる部分があるので、推測ももちろんしているんですけども、普通に例えば英語ではデベエーションとかいうような法

理があって、これは私的信託の話、私益信託の話ですけれども、信託の変更で当初の信託から変更されるときに大きく分けて二つあるということです。

一つは、信託というのは、結局、財産管理で、それを財産管理して運用して、収益を可能であれば上げて、それを今回の場合は公益目的のために配分していくということなので、初めの運用の部分と、それから、配分部分があって、どちらも変更はあり得るわけです。もちろん、公益目的という大きな目的の中で配分先を重点化して、こちら、今年はこういうところとかということが元々の文章では例えば平等にみたいな話でやっていたのが、いやいや、そうではないでしょうという配分のところだって変更はあり得るんですね。運用のやり方について今までの運用のやり方では、これでは先細りして、全部、駄目になってしまうから、何らかの形で変更しないとイケないと、運用手段をとというのもあると思うんですけれども、そのいずれも考えながら、こういう話なのか、そうでないのかということが必ずしも十分に分からなかったものだからということで発言しました。

○中辻幹事 三つ目も御質問と捉えましたのでお答えしますと、信託の変更の定義につきましては、部回資料37の18ページ補足説明の冒頭に書いてあるとおりです。ここでは抽象的な書き方になっておりますので、もう少し具体的にという御趣旨だと思いますけれども、既存の信託行為の定めについて改廃を加えることは信託の変更に当たると言うことができます。そうしますと、信託行為の中に先ほど樋口委員が言われた運用の方法あるいは配分の方法が定めがあるのであれば、それらの定めを変えることは両方とも信託の変更に当たることになりますし、そもそも運用の方法や配分の方法が信託行為の中に規定されていなければ、信託の変更には当たらないという整理になるものと考えます。

○中田部会長 樋口委員、よろしいでしょうか。

○樋口委員 はい。

○神作幹事 23ページの3についてでございますけれども、よろしいでしょうか。公益信託における信託の併合・分割についてであります。24ページの2の理由付けからすると、これは必ずしも併合・分割だけではなくて、事業の移転だとか、事業の取得のような場合にも同じ理由付けが当てはまるようにも思われます。23ページの記載は併合・分割に限定する趣旨なのか、それとも機能的に同等のものがあれば、それらについても基本的に同様の規律を適用するという前提なのか、御質問させていただければと思います。

○中辻幹事 御指摘をありがとうございます。事業の移転についてまでは考えを及ぼしておりませんでした。公益信託における事業の移転や取得について、信託の併合や分割の規律が適用されるか否か、御指摘の点も含めて、この論点を考えていこうと思います。

○新井委員 信託の併合と分割についてです。(注)がありまして、併合・分割前の信託がいずれも公益信託の場合に限らないと、公益信託、私益信託又は目的信託との併合や、公益信託から私益信託又は目的信託への吸収信託分割の場合も含めて検討する必要があると記述されています。この検討をする必要があるという意味なんです。つまり、ここでいう併合・分割というのは、そういう多様な種類の信託との併合・分割ということを必然的に意味すると。したがって、必ず検討するという趣旨なのか、それとも、もう少し軽い意味で一応、検討しておく必要があるという趣旨なんですか。私はここでの併合・分割というのは、公益信託相互に限るべきだと考えます。したがって、そういう質問をしたわけです。

それと関連して、今の神作幹事等の発言とも関連しますが、併合・分割というのと信託の

変更、この辺の差異というかが必ずしも明確ではないような気がするんです。もう少し、この辺りを少し整理してみる必要というのではないのでしょうか。どちらが大きい概念かといえば、何となく信託の変更のほうが大きい概念で、併合・分割も全て、その中に含み得るような感じもするんですが、その辺り、もし何かお考えがあれば事務局の方からお答えいただきたいんですが、いかがでしょうか。

○中辻幹事 まず、1点目につきましては軽い意味で考えておりました。物事を検討する際には、できるだけ広い視野から検討すべきであるというくらいの趣旨でございます。

また、信託の変更と、信託の併合・分割の関係を整理してみる必要があるという御指摘も頂きましたので、それも含めて、再度、事務局の方で検討させていただきます。

○中田部会長 信託法自体で、変更と併合と分割と規定を分けているということを踏まえて御提案されたのだと思いますけれども、更に神作幹事の御指摘も含めて検討を進めるということになるかと存じます。

ほかにいかがでしょうか。

○林幹事 まずは、2の公益信託における信託の変更について、法務省の御提案では原則として認定を受けなければならないが、例外的に軽微な変更のときは届出で足りるという、こういう書きぶりですが、原則と例外は逆であるべきで、事後的な届出で足りるというのが原則で、変更認定を受けなければならないのを例外として捉えるべきではないかという議論が、日弁連ではありました。ただ、そうしたときにどこまでが届出で足りる軽微なもので、どこからが認定を受けるべきものなのか、もちろん、それに関わって1の変更命令の対象はどこまでかという議論にもなってくるんだろうと思います。私自身は、それらの境界線について具体的なイメージは持ち切れていないので、問題点を指摘するところまでにとどまってしまうところです。

併合・分割に関しましては、取りあえず、御提案としては賛成なのですけれども、（注）のところというか、それはほかの論点とも絡むところで、それ次第と思っています。

○中田部会長 ほかにいかがでしょうか。大体、よろしいでしょうか。

1については御意見が分かれました。2につきましては、平川委員と林幹事と恐らく共通しているのかと思いますけれども、原則と例外を逆にすべきではないかという御指摘を頂きました。それに対して、これに賛成だという委員からの御発言もございました。それから、3については公益信託相互間に限るべきだという御意見がお二方から出たかと思いますが、更に変更、併合・分割に加えて事業の移転・取得も含めて、更に検討すべきであると、こういった御意見を頂きました。

それでは、続きまして部会資料37の「第4 公益信託と私益信託の相互転換」について御審議いただきたいと思います。事務局から説明してもらいます。

○佐藤関係官 それでは、御説明いたします。

「第4 公益信託と私益信託の相互転換」については、（前注）に記載しておりますとおり、①公益信託の認定を受ける当初から一定期間後に公益信託を私益信託に転換させることを予定している場合、②公益信託の認定を受けた段階では私益信託に転換させる意図はなかったが、その後の状況の変化により、信託の変更により公益信託を私益信託に転換させる場合、③私益信託を設定する当初から一定期間後に公益信託に転換することを予定している場合、④私益信託を設定した段階では公益信託に転換させる意図はなかったが、その後の状況

の変化により、信託の変更により私益信託を公益信託に転換させる場合の大きく4類型に整理することができるかと思えます。ここでは、このうち、①から③までの類型について検討するというようにしております。

それでは、第4の「1 公益先行信託の可否」について御説明いたします。本文では、「公益先行信託は許容しないものとするかどうか。」という提案をしております。

ここでいう公益先行信託とは、公益信託の認定申請を受ける際において、一定期間経過後に私益信託に転換することを予定しているものを対象としております。公益先行信託は、当初から公益のために供する期間が一定期間に限定されており、公益信託としての認定手続などの社会的コストを掛けるまでの必要性について疑問があることや、税制優遇を受ける観点などから、これを許容しないとの提案をしております。

第4の「2 公益信託から受益者の定めのある信託への変更の可否」について御説明いたします。本文では、「いったん設定された公益信託について、信託の変更によって受益者の定めを設けることはできないものとするかどうか。」という提案をしております。

公益信託の委託者は、特定の公益目的に財産を拠出するという意図で、その財産を信託する事例が大半であることに加え、公益性を理由に税制優遇を受けていた公益信託を受益者の定めを設けて私益信託にすることは、公益信託の関係者に不当な利益を与えることになり、相当ではないことなどから、一旦設定された公益信託については、信託の変更によって受益者の定めを設けることはできないものとするを提案しております。

第4の「3 残余公益信託の可否」について御説明いたします。本文では、「残余公益信託は許容しないものとするかどうか。」という提案をしております。ただし、ここでいう残余公益信託は、残余公益信託の設定時において、将来公益信託に移行した場合の認定基準該当性を含めて、公益信託の認定・監督を行う行政庁等が判断することを前提としております。

当初の私益信託の設定の段階で、例えば30年後の公益信託としての適格性や認定基準該当性の判断を新たな公益信託の認定を行う行政庁等が行うことは困難であると考えられることなどから、このような考え方を提案しております。なお、このような考え方を採用した場合であっても、私益信託を設定する際に、その信託行為において、受託者に対し一定期間後に公益信託の認定申請を行うことを義務付け、その期間経過後に受託者が公益信託の認定申請を行い、公益信託を設定することが禁止されるものではないと考えられます。

○中田部会長 ただいま御説明のありました部分について御審議いただきます。資料25ページの表のうちの④につきましては、昨年11月の部会で御審議いただきました。その際、①から③についても関連する御意見を頂いております。本日はその①から③について特に御審議を頂きたいと思えます。それが第4の項目の1から3に対応しております。どこからでも結構ですので御自由に御発言をお願いいたします。

○小野委員 すみません、気になったことで私益という法律用語なんですけれども、その法律用語が本当に私の利益と理解されて、議論されているような感じがするんですが、公益的私益信託というんでしょうか、また、学説では公益信託であっても、受益者がいてもいいのではないかという考えもあり、海外ではそういうのもあるかと思えます。ですから、私益だから、また、受益者がいるのはよろしくないというようなニュアンスにとられないように議論する必要があると思えます。公益的私益信託もあってもしかるべきですし、前にも議論しま

したように、不特定多数という公益性の要件において争いがあり得る特定の高校の学生や卒業学生に対する奨学金のように、場合によっては公益的私益信託を用いる、公益的目的信託もあり得るかもしれませんが、その辺の設計の自由度というのは認めてもよろしいかと思えます。また、事業型の場合、事業が継続しなくなった段階で違う公益的又は準公益的私益信託のような形で継続することもあるかと思うので、そういう前提での議論でないと私益を個人的利益ととらえ、それはよろしくないという議論だと、恐らく転換は認めにくいという議論に近付いてしまうと思えます。しかしながら、事業型の場合、公益的な私益信託また公益的目的信託という前提とすれば、自由度というものはよりなるべく認めてメニューを豊富にした方がよろしいのではないかという議論に近付くのではないかと思えます。

○平川委員 1の公益先行信託の可否については、許容しないものとするという法務省案に賛成します。理由は、法律関係が複雑化しますし、また、税制優遇の観点から許容しないことが妥当であると考えます。

2番の公益信託から受益者の定めのある信託への変更の可否についても、できないものとするという法務省案に賛成します。公益性を担保する根幹を揺るがすことから、受益者の定めのある信託への変更は不可と考えます。ただし、ただいま小野委員がおっしゃいましたように例外もあり得ると考えられ、例えば新受益者が公益法人等であり、その背後に不特定多数の受益者が存在して、公益性を認定できるような場合には、例外的に認められるということはあると考えます。

3につきましても、残余公益信託は許容しないという法務省案に賛成します。理由は、私益信託の終了時点で公益信託への転換を図り、その時点で公益信託認定を取ることが法律関係を簡素化するものでありまして、私益信託の設定の当初の段階で、将来の時点で公益信託となることにつき、事前に公益認定をするということは実務的にも困難が伴いますし、これを許容する必要性も実益もないと考えます。

○中田部会長 ほかに。

○深山委員 第4の公益信託と私益信託の相互転換については、①、②、③と整理されたいずれも提案としては許容しないという提案ですが、私はいずれも許容するということを検討すべきだと思います。もちろん、いろいろなメニューを増やして使える可能性を広げるという総論的な観点もありますが、もう少し各論的に見ていったときに、税制の問題はさておいて、ここでは度外視して、仕組みとして先に公益信託を設定して、それが事後に私益信託になるという場合であれ、逆の場合であれ、最初から一定の設計がなされている①と③の場合には、全体として見て、公益信託として許容するかどうかということ判断して、それで、駄目だということもあるかもしれません。後ろに私益信託が予定されていることによって、前段の公益信託についても公益認定を認め難いという場合もあるかもしれません。しかし、そうでない場合もあるかもしれない。

その逆もそうでした、私益信託が先行していたからといって、これが何十年後に公益信託になりますというのでは判断できないということが指摘されていますが、しかし、比較的短期間、私益信託が先行して近い将来に公益信託に移行するというような設計であれば、必ずしも当初の段階で公益認定の判断ができないとは限らないだろうと思えます。ですから、そこはケース・バイ・ケースで、常に転換を認めるということではもちろんなくて、転換が認められる余地を残すというか、その可能性を制度として残した上で、あとはケース・バイ・

ケースで許容できるかどうかを判断するというのでよくて、最初から全て駄目ということはないだろうと思います。あえて例外的に認める場合だったら、最初から認めた上で駄目な場合もありますよという仕組みの方が素直だろうという気が致します。

②の事後的に変更する場合は、正に変更する時点での妥当性が判断されるのだろうと思いますが、いずれにしろ、制度としてはいろいろな可能性を残した上で、必要な要件ですとか、認定とかできちとした規律にする必要は当然あり、そのことを当然の前提にしていますが、制度として否定する必要はないというのが私の意見であります。

○林幹事 ①と②の公益先行の方についてのみ申し上げますが、そこについて結論としては、こういうのもあってよいではないかという意味において深山委員と同じです。弁護士会の議論の中でも両論があるところですが、公益信託の促進という観点でメニューを増やすという意味において、公益先行信託の可能性も認めるべきではと思います。少なくとも今後のパブコメなりを考えたときに、両論があるという形でパブコメをやって、その上で、今後、議論を詰めればよいのではないかと思います。

それから、一つは残余財産の帰属のところでは私自身は乙案で、一定の財産は当初の信託財産の額の限度で委託者に戻ってよいという意見なのですが、それとの対比で見たときに、ここ先ほどの残余財産の論点とは連動はしないはずですので、残余財産の論点では認めて、ここは否定するというのもあり得るので、公益から私益へという目的を残余財産を戻すというところにおいて実現するという考え方もあると思いました。また、逆に、残余財産について委託者に戻ることが認められるのだったら、こちらで認められてもいいという議論もあり得るところだと思います。ですから、両論点は、連動はしていないのですけれども、それを制度としてどう組むかという問題であると考えます。

それから、それとの関連では、①と②は、これもまた、実は連動しないと考えられて、①は認めるけれども、事後的な場合の②は否定するというのも論理的にありうると思います。この点は、制度としてどう組むかということとは思いますので、指摘させていただきます。

○吉谷委員 残余財産につきまして私人に帰属させることは不相当だという意見との整合性から、①、②については反対でございます。①につきましては帰属権利者だけでなく、私益信託に転換させるということで、更に何か、このような制度で公益信託をやろうと思う人が増えるとは余り思えないと思いました。公益認定を受ける手間が増えるだけですので、私益信託と一体、どこが違うのだろうと思いますし、公益事業をさせている受託者に、今度は私益のために何かをさせるというのは相容れないような気も致します。受託者も代えるのだろうかとか、いろいろ、考えてしまいますけれども、このような複雑な制度を導入する必要性というのは余り感じられないなと思います。もちろん、税制の問題のところは非常に大きな懸念点というところでもあります。

②につきましては税の問題に加えまして、当初の委託者の意図と全くかけ離れたものに変更するというのを許容することはできないと思います。

③につきましては、これは信託設定時に公益認定できるかということ、認定の制度を作る上で技術的に非常に難しいのではないかなと考えました。そうすると、④も含めまして私益信託の終了時点で公益認定を受けるということになるかと思われれます。もし、そうすることでありましたら、信託の変更という方法をとる必要はなくて、そのような転換の制度を作らなくても、公益信託と私益信託という制度を組み合わせるということを実務的に工夫

すれば、解決するのではないかなと思っております。

○**能見委員** 私の個人的な意見としては、全ての類型を認めるべきだと思いますけれども、先ほど税法の専門家から、税法の観点からはそれは駄目ですよと言われたので、余りこれ以上、議論してもしょうがないところはあるのですが、ただ、先ほどどなたかが言われましたけれども、選択肢としてこういうのを提示して、パブリックコメントを募るということは、それなりに意味のあることだと思いますので、一応、原案としては残したらと思います。

①と②は、先ほどの残余財産の帰属権利者とある意味で共通する問題なので、そこで乙案を採って、こちらでも認めるというのが一番整合的だろうと思っております。それでもって、また、①、②に関して公益信託の期間というのが非常に短いようなものというのを当初から予定して、①ですかね、そういうのはまずいではないかということが書いてあったと思えますけれども、ここは単なる私法ルールではなくて、もうちょっと大きな政策的な考え方が問題になっていると思いますので、そういうルールとして一定期間以上、公益信託というものを行って、そういう意味で、社会に貢献しなくてはいけないというような規律にすることも考えられるかと思いました。

それから、③は、私益信託の設定の当初から後で公益信託になることを予定しているからということで、当初の段階で公益の認定を受ける、税の優遇を受けるというのは、なかなか実際には難しいかもしれないと思います。それに対して私としては、特にこれはという対案があるわけではありません。ただ、③は難しいにしても、ある意味ではハンプルな希望ですが、せめて④ぐらいは何とかできないかということを考えています。なんとか、私益信託を終了させないで公益信託につなげる方法はないだろうかということです。先ほども言いましたけれども、一旦、終了させて公益信託を設定することはもちろん可能なわけですが、一度終了させるということのと、そのまま継続するのでは、清算の有無などの点で大分違います。継続させるということのメリットは大きいものがありますので、そういう方法として、せめて④が認められるといいのではないかと思います。

私益信託を公益信託につなげる方法としては、いろいろなことが考えられ、1つには私益信託で目的変更して、目的信託を介することなく、いきなり公益信託にするという方法、これが④かもしれませんが、私としては考えられるのだろうと思うわけです。もう一つ、私益信託から一度目的信託にする。その後、公益信託に変わるということも、本当は考えられるのだと思いますが、私益信託と目的信託の関係については、現在の信託法の規律で相互の転換はできないとされておりますので、個人的にはこの規律も修正してできるようにすべきだと思います。しかし、そこはいじらないんだとすると、私益信託からある意味で目的信託を飛び越えて、いきなり公益信託にするというのを目的変更を伴ってできるとする方法があるとよろしいのではないかと思います。

○**中田部会長** ほかに。

○**新井委員** 1番目と2番目については、委託者が公益に財産を出えんしているわけですので、これは不可としたいと思います。そして、3番目については、税法上あるいは実務上の観点から法律関係を非常に複雑にするので、これも不可としたいと思います。それで、④の私益信託から公益信託だけ生きるわけですが、これを生かした上で、その後のことを少し検討したらどうでしょうか。というのはどういうことかということ、私益から公益へ転換というやり方はいろいろあるわけです。例えば私益の受託者は甲、公益の受託者は甲というやり方もあ

れば、私益の受託者が甲で公益の受託者は乙という、そういうやり方もあると思います。あるいは、同一性を保ったのにするのか、全く別の信託にするのか、継続性の問題もあると思うのです。あるいは吸収合併という、そういうようなやり方もあると思うのです。ですから、むしろ、④に限定した上でどういうことが実務的に可能なのかという辺りを詰めていくことが生産的ではないかなと思っています。

○中田部会長 ありがとうございます。④につきましては昨年11月の部会で御議論いただきまして、更に本日、能見委員、新井委員から、その方向についてもっと詰めるという御指摘を頂きましたので、部会資料34と併せて更に検討していただきますが、本日、それもさりながら、①から③について特にお願いできればと思います。

○樋口委員 私も藤谷関係官が代表している税の壁というので、何を言ってもという感じもなくはないんですが、しかし、藤谷関係官が言ったように、ここでは私法上のルールを決めているんだということです。つまり、今は私法的な法改革をやっているわけですね。それで、現状をどうやっていい方向に変えていくかというので、一挙にはできないでしょうということではあります。しかし、後で出てくる名称のところ、つまり、公益という名称を使える、公益信託とはそのまま言えなくて公益先行信託でいいと思うんですけども、そのままなんですから、しかし、残余公益信託とか、そういうものもある、それで、取りあえずは税制上の恩典はないかもしれない。しかし、そういうものが一つでも二つでも実際に税制上の問題ではなくて公益信託で、しかし、自分の利益も自分だけではなくて孫だか何だか分からないんですけども、そういう人たちのことも両方を考えないといかんという、そういうようなものもあり得る、しかも、公益性もあるんだという名称もあって、そういうものが幾つか出てこない、仕組みや何かは変わらない。

だから、取りあえず税の壁は壁として、こういうものがあっても、本当にそういう人がどれだけ出てくるかというのを見てみようではないかという、出てきたら、しかも、藤谷関係官が危惧しているように単純に脱税だか何だかのためにうまく使うというだけの話ではない使い方をしてる人がいて、そういう人には税法上の恩典だってあってもいいのではないかという話にまで進むこともあるかもしれない。私が死んでからだと思えますけれども、何であれ、何か一步は記すというのはあってもいいかもしれない。その一步の本当の小さな一步として、パブリックコメントでこういうようなアイデアも、例えばアメリカなんかではあるんだよと、これは日本では受け入れられないんでしょうかというようなことを聞いてみる等があってもいいのではないかと感じました。

○中田部会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、それぞれの論点について両方のお立場から御意見を頂いたかと存じます。あと、残り時間は僅かでございますが、できるところまで進めたいと思いますので、続きまして部会資料37の「第5 その他の論点」について御審議をお願いいたします。事務局から説明してもらいます。

○佐藤関係官 それでは、御説明いたします。

「第5 その他の論点」のうち、「1 自己信託の方法（信託法第3条第3号）による公益信託の設定の可否」について御説明いたします。本文では、甲案として「自己信託の方法により公益信託をすることを可能とする。」、乙案として「自己信託の方法により公益信託をすることを可能としない。」という提案をしております。

新たな公益信託制度においては信託管理人を必置とするなど、信託管理人による監督の充実が図られる一方、委託者の監督権限は、目的信託の委託者の監督権限よりも限定される可能性があることから、信託法第258条第1項の趣旨は、公益信託については必ずしも妥当しないなどとして、自己信託の方法により公益信託をすることを可能とする考え方を甲案として提案しております。他方、公益信託の委託者があえて自らを受託者として公益信託を運営するニーズは多くないと考えられることなどから、これを否定する考え方を乙案として提案しております。

第5の「2 公益信託の名称」について御説明いたします。本文では、「公益信託の名称に関して以下のような規律を設けることでどうか。(1) 公益信託には、その名称中に公益信託という文字を用いなければならない。(2) 何人も、公益信託でないものについて、その名称又は商号中に、公益信託である誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

(3) 何人も、不正の目的をもって他の公益信託であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。(4) (3)に違反する名称又は商号の使用によって事業に係る利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある公益信託の受託者は、その利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。」という提案をしております。

新たな公益信託制度において、公益信託に対する国民の信頼の確保や税法上の優遇措置を視野に入れて検討する観点からは、その活動の透明性を確保することが重要であり、そのために公益信託の認定等の処分が公益信託に関して行われることを国民が理解できるように、公益信託の名称を付すことは有用であると言えることから、公益法人認定法及び一般法人法などを参考にして本文のような提案をしております。

第5の「3 新法施行時に存在する既存の公益信託の取扱い」について御説明いたします。本文では、新法施行時に存在する既存の公益信託について、甲案として「新法の施行日から一定の期間内に新法の公益信託として認定を受けることを必要とし、その認定を受けなかった信託は上記の期間経過後に終了するものとする。」、乙案として「新法の施行日後に新法の公益信託として認定を受けることを必要とせず、その認定を受けなかった信託も存続するものとする。」という提案をしております。

新たな公益信託制度の下で、旧法の規定の適用を受けて主務官庁の監督に属する公益信託と、新法の適用を受けて新たな公益信託の認定・監督を行う行政庁等の監督に属する公益信託が併存するのは望ましくないことなどから、甲案を提案しております。他方、新法施行時に存在する既存の公益信託は、これまで特段の支障なく運営されてきたことなどからすれば、新たな公益信託の認定を受けることを必要とせず、その認定を受けなかったものも存続するものとするべきであるとの考え方もあり得るため、これを乙案として提案しております。

○中田部会長 三つ、それぞれ別の論点でございますので、できるところまで進みたいと思います。まず、「1 自己信託の方法による公益信託の設定の可否」についていかがでしょうか。

○吉谷委員 乙案に賛成いたします。委託者が公益信託を支配しないという基本的な考え方に甲案は合っていないと思います。税制も伴わないと思われまして、委託者の会計からオフバランスされるかということでも疑問です。自己信託ではなくて、自分の財産を使って自らの計算で公益事業をすればいいというだけでありまして、そのようなものを公益信託とする

ニーズがあるとは思えないです。

○**新井委員** 私は個人的には乙案で可能としないということでもよろしいのではないかと思います。ただ、それだけだとそっけないので参考までに申し上げたいことがあります。それは台湾信託法が参考になると思います。自己信託を導入すべきかどうか、台湾でも問題になりました。それで、結論はどうなったかという点、公益法人が委託者兼受託者で公益信託を設定する場合については自己信託を許容するとしました。ですから、一般的に自己信託は認めなかったのですけれども、公益信託の設定について公益法人が関与するときには可能であるという法制を作りました。ですから、事務局の方でその辺りの経緯を調べてもらい、結論がどうであるにせよ、そういう比較法的な検討をされることは大切なことかなと思います。

○**中田部会長** ほかに1についていかがでしょうか。

○**深山委員** ここでも甲案を考えていきたいと思います。根本的な考え方として、いろいろなところで出てくる委託者の立場をどう理解するかという点は、関与させるべきでないという考え方と、いやいや、公益信託の創設者として関与を一定限度で認めてもいい、あるいはむしろ認めるべきであるという根本的な考え方の違いがあるかと思います。そこは一つの対立点なんですけど、少なくともニーズがないかといったら、そんなことは全然ないと思います。委託者がこういう信託を作りたいと考えた際に、自らそれを受託者として運営したいと思う人は恐らくいると思います。

ですから、そのことをそれはよろしくないことなんだというのは価値観の問題ですけれども、ニーズがあるかないかといったら、ニーズは間違いなくあると思います。そういう意味で、それが誰から見ても、どこから見ても正しい公益的活動だという評価がなされるのであれば、それを否定する理由はないと思います。実は公益信託と称して何か私的な利益を図るとか、脱税をするとかということが見えてくれば、もちろん、それは否定するという個別の判断をするということを前提に、仕組みとしては残していいのではないかなと考えます。

○**平川委員** 自己信託については甲案に賛成し、自己信託の方法により公益信託をすることを可能とすることに賛成します。理由は、民間による公益活動を促進する観点から、様々な多様なメニューを用意することが望ましいこと、及び公益法人が受託者になれるということになった場合において、ただいま新井委員がおっしゃいましたように実際的なニーズもあると思われる。想定されるのは寄附者から公益法人が用途を指定された寄附金を受け入れた場合に、このような指定寄附金について寄附者が委託者、公益法人が受託者という形態のほか、寄附金を受け入れた公益法人が委託者兼受託者となる形態が考えられます。

このような自己信託の場合の形態のメリットとしては、寄附者から資産が分離されることが明確になるとともに、寄附者は指定寄附の意思表示のみで事務手続は終了し、その後の信託関係を成立させることに伴う事務負担や成立後の権利義務関係から離脱することができま。英米においては、募金型公益信託が多いと理解しておりますが、これらはほとんど宣言信託による設定であると認識しています。今後、募金型が増えるということ想定しますと、自己信託は是非、実現していただきたいと思います。

○**小野委員** 深山委員、平川委員がおっしゃったことと重複するところもありますけれども、今、ESG投資ということで、非財務的な投資を推進していこうと、また、そういうのが企業評価につながっていくという大きな流れがございます。もちろん、好調な企業がESG投資を自らやればいいのではないかという吉谷委員のおっしゃっていることは、今現在、行わ

れていることそのものですが、公益信託を自己信託の形で利用し、そこで倒産隔離、
ですから、企業の業績がよくなかったとしても、倒産隔離された資産をESG投資として
公益目的のために利用できることを可能にする制度が導入されれば、恐らく非常に喝采を受
けることと思います。

受託者を探していく手間ひまとか、諸々のことを考えると、自己信託は大変有効なルール
と思います。自己信託型に対して、制度設計の当初から何かよからぬことをするという前提
で議論すると、がんじがらめになるおそれがありますが、今はそういう議論をすべきではあ
りません。企業がそういう社会的貢献をしたいと思ったときに、それを倒産隔離した資産と
して明確になるような制度を提供するという姿勢こそが、非常に意味のあることだと思いま
す。という観点から、平川委員もおっしゃったと思いますけれども、是非、甲案を提案して
いただくということは、公益信託を広める意味においても非常に有用と思います。

○中田部会長 ほかにいかがでしょうか。

この論点につきましては、意見が分かれておりまして、ただ、平川委員と新井委員の結論
はそれぞれ違いますけれども、折衷的なものを御示唆いただいたかと存じますので、それも
含めて更に検討を続けるということにしたいと思います。

あと、二つあるんですけれども、既に時間が来ておりますので、司会の不手際で申し訳ご
ざいませませんが、この2点については次回に持ち越しということにさせていただきたいと存じ
ます。

最後に、次回の議事、日程等について事務当局から説明してもらいます。

○中辻幹事 次回は、本日積み残しになりました「公益信託の名称」と「新法施行時に存在す
る既存の公益信託の取扱い」の論点を御審議いただいた後、いよいよ、第二読会に入ります。
そして、「公益信託法の改正に関する補充的な検討（1）」と題しまして、公益信託の定義
や、公益信託の具体的な認定基準、これはできれば一まとめにして御審議いただくのが有用
ではないかと考えまして、今、一生懸命、資料を作っているところです。

次回の日程は、2月21日（火曜日）午後1時半から午後5時半までを予定しております。
場所は、合同庁舎6号館のB棟4階の東京地検公判部会議室です。法務省の隣の検察庁の建
物の更に横、公正取引委員会などが入っている建物になりますので、御注意ください。詳細
については後日、開催通知と共にお知らせいたします。

○中田部会長 ほかに御意見等は。

○深山委員 質問なんですけれども、いわゆる二読というのをどのくらい、会議の数でいつて
何回ぐらいとかというイメージをお持ちなのか、あるいは資料との関係もあるとは思って
すけれども、今、答えられる範囲でイメージをお伝えいただければ有り難いんですが。

○中辻幹事 私どもが考えている理想的な展開としては、次回、公益信託の認定基準までまと
めて御審議いただき、3月は公益信託の監督・ガバナンスについて、これもまとめて御審議
いただく、そして、4月に残りの論点を御審議いただくというイメージであります。

○深山委員 ありがとうございます。

○中田部会長 ほかに御意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の審議はこれで終了と致します。

本日も熱心な御審議を賜りましてありがとうございました。